



第98期 定時株主総会 招集ご通知

2022年3月1日から2023年2月28日まで

開催情報

日時: 2023年5月26日(金曜日)
午前9時 受付開始
ウェブサイト配信開始
午前10時 開会
場所: 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ 国際展示場7ホール
(昨年と開催場所が異なります。)

議決権行使いただいた株主の皆さまに 素敵なプレゼント!

議決権行使は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。事前に郵送または電磁的方法(インターネット等)で議決権をご行使いただけます。議決権をご行使いただいた株主の皆さまには、素敵なプレゼント(42頁)もご用意しておりますので、是非とも、事前にご行使いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【株主総会資料の電子提供制度スタート】

会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の提供は、紙媒体から原則ウェブサイトに変更となりました。ただし当社では、本年、参考書類と事業報告の一部を従来通り紙媒体にて株主さまへ提供いたします。なお、株主総会資料の一式は、本ご通知でご案内のウェブサイトでご確認いただけます。

イオン株式会社

証券コード: 8267



イオングループ未来ビジョン

一人ひとりの笑顔が咲く
未来の暮らしを創造する



議決権行使が簡単に! スマートフォンからQR
コード®を読み取ることで、議決権を簡単にご
行使いただけます。

「スマート行使[®]」対応

ご挨拶



2023年5月
取締役 代表執行役社長

吉田昭夫

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2022年度は、新型コロナウイルス感染症が収束に向かい経済が動き出したものの、世界的なインフレを背景に、物価高による生活者の暮らしへの影響に加え、企業経営においても、これまでにないコスト上昇圧力を受けることとなりました。こういった厳しい事業環境下において、グループ中期経営計画で掲げた成長戦略を確実に実行フェーズに移すことで、2022年度グループ連結業績においては、増収増益を確保することができました。

商品の取り組みにおいては、「トップバリュ」による生活応援の姿勢を打ち出すとともに、独自性のある商品開発を進めることで、多くのお客さまからご支持をいただくことに繋がりました。また、デジタル面においては、セルフレジの拡充や店舗スタッフを支援するデジタルツールの導入などにより、利便性や生産性向上といった成果に現れています。

2023年度は、グループ中期経営計画3年目となる折り返し地点であり、さらに実行性を高め、2030年を見据えた新たな成長基盤の確立に向け、取り組んでまいります。

イオンは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。」という基本理念のもと、絶えず革新し続ける企業集団として「お客さま第一」を実践してまいりました。

不確実性の高まる時代だからこそ、長年にわたって大切にしてきた企業の軸となる基本理念に基づく経営が、より重要になってくると考えております。

こうしたグループとしての姿勢を、ステークホルダーの皆さまにより深くご理解いただくために、基本理念について、その背景や意味合いを綴った内容に改めました。本件は、株主総会で定款の一部変更についてご提案をさせていただきます。

イオンを取り巻く事業環境は、大きく変化すると同時に、当社自身も、事業領域が多角化し、営業収益は9兆円を超える企業集団に成長しました。改めて、イオンの存在価値や進むべき方向を明確にすべきと考え、このたび長期視点で当社グループのありたい姿を示した「イオングループ未来ビジョン」を策定いたしました。

株主さまをはじめ、多くのステークホルダーの皆さまに、イオンのありたい姿に共感をいただくことで、いつの時代も多くの方々から期待され、応援される企業であり続けたいと思います。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。



イオングループ未来ビジョン

ビジョンステートメント

一人ひとりの
笑顔が咲く
未来の暮らしを
創造する



イオングループが
実現したい未来

お客さまが
「明るくなっていく社会」と
「自分らしい幸せ」を実感できることで
「心豊かに暮らし、笑顔が広がる」未来



イオングループの
ありたい姿

くらしの共創をリードし
一人ひとりも社会全体も
より豊かにするグループ

大切にする姿勢と誓い

～ 3つの姿勢～

「想いをもとに、自発的に行動する」
「学び続け、新たな価値を創造する」
「つながりを築き、育み、共創する」

～ 1つの誓い～

「真摯、誠実であり続ける」

お客さまやビジョンに共感するステークホルダーとともに、笑顔が広がる未来の暮らしを創造するグループでありたい。自らの革新と共創のリードにより、一人ひとりも社会も豊かにし、成長するグループでありたい。そのような想いを実現するため、このたび「イオングループ未来ビジョン」を策定しました。いつの時代もイオンが多くのお客様の皆さまから期待され、応援される企業であり続けるように、お客さまを原点に絶えず革新し続ける不変の基本理念のもと、未来を創造してまいります。

未来ビジョンに関して詳しくはこちら ➡ https://www.aeon.info/company/code_of_conduct/



■ イオンの基本理念

お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。

＊

イオンは、小売業が平和産業であり、人間産業であり、地域産業であると信じ、その使命を果たす企業集団として永続するために、お客さまを原点に絶えず革新し続けてゆきます。

平和は、戦争や災害からの復興にしても、平穏な生活の維持・増進にしても、能動的で意識的な関与なしにはもたらされません。こうした思いの原点には、岡田卓也名誉会長相談役の実体験があります。戦後、チラシを手にして店頭に並べられたお客さまが「戦争が本当に終わったんだな」と涙された姿を見て、小売業の存在こそが平和の象徴であると実感したと言います。そこから、小売業が成り立つためには平和が大前提であり、小売業は平和の維持に貢献していかねばならないと決意したのです。

平和とは、戦争や暴力がないというだけに止まりません。心の安寧に加えて、戦争や災害さらにはさまざまな不幸から立ち上がり、乗り越える力をも含むものです。21世紀になっても戦争は止まず、大震災や異常気象などの自然災害が頻発しています。今こそ平和の価値があらためて問い直されています。平和はそのままでは与えられるものではありません。平和は、わたしたちが能動的で意識的に関与することによってはじめて保たれるのです。

イオンは平和に反することは決して行いません。また、そうした行為や活動には与しません。イオンが目指すのは積極的な平和への貢献です。

人間に関しては、一人ひとりを選び、尊重することで、その人の能力や思いが花開き、さらに人とつながることによって、より幸福な状態が生じます。

岡田名誉会長は、小売業を「人間くさい産業」と呼びました。それは「人の道」を重んじること、すなわち人間を尊重することです。個性、尊厳、自律性の尊重は言うまでもありません。それに加えて、人間が持つ可能性を信じ、仕事や学びを通じて成長し、よりよく人間的になることを後押しすることでもあります。人間はひとりで成長することは困難です。「人とのつながり」のなかで、他者とともによりよく人間的になっていくのです。それは幸福の実現であるとともに、人の間にある規範を求めるものでもあります。小売業は人々の幸福と規範の産業なのです。

地域もまた、地域ごとの多様性と自立性に敬意を払い、その特有のニーズに応え、手入れをし続けることによってはじめて豊かなコミュニティが実現します。

小売業はもともと地域に根ざした産業であり、地域とともに繁栄するものです。地域やそこにおけるコミュニティの豊かさを守っていくためには、不断に手入れを怠らないことが必要です。それは、小売業の重要な使命のひとつなのです。これからはますます、地域やコミュニティの重要性が増していきます。イオンは、地域に特有の産品を発展させ、地域の人々の豊かな暮らしを促進し、地域やコミュニティの繁栄に能動的に貢献してゆきます。

イオンが目指しているのは、こうした平和への積極的な関与・人間の幸福と規範の下支え・地域の繁栄への貢献です。それが「お客さまを原点に」、すなわちお客さまを第一にするということの重要な基盤なのです。

お客さまを第一にするということは、自分第一ではない、つまり自分たちの都合で考え、動くのではないということです。その反対に、常にお客さまを第一に考え、誠実に行動すること、これがイオンの基本です。これを自分を映す鏡とし、すべてのイオンピープルのあらゆる判断と行動の基準とします。ややもすれば自社や自分にとって有利なこと、都合が良いことに流されがちになりますが、そうした傾向を断固否定し、乗り越えてゆくことが求められています。

そのためには、イオンは革新し続ける企業集団でなければなりません。

企業にとって、成長し存続し続けることは最重要の課題です。しかし、革新し続けることなくしては、企業は衰退し滅亡してしまいます。たとえ現状を続けることが安定的で楽なことであっても、それに安住せず、常に自らを変えていかなければなりません。そして、革新し続けるためには、お客さまの変化やさまざまな社会の変化について、常に先を見る先見性や洞察力が必要です。イオンピープルの一人ひとりには、お客さまの生活や社会が求めるものの進化と変化を先取りしてゆく所存です。

家業から企業へ、そして産業へとイオンは変貌してきました。もともとダイナミックな企業文化を備えているのです。何よりも恐れているのは、ますます激しくなっていく変化の中で、求められる革新や企業家精神を失い、大企業に特有の停滞に陥っていくことです。変化することのない、現状のままが続くような静的な均衡は続きません。より新しい革新に取って代わられないためには、イオンが最大かつ最先端の革新者であり続けるしかありません。それは創業の精神を保持することで常に刷新し続け、時代を先取りした組織であるという覚悟なのです。

イオンは、以上のことの浸透と実践を通じて、平和、人間、地域の維持と発展に貢献しうると信じて、行動してゆきます。

2023年5月1日

株主の皆さまへ

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社取締役
代表執行役社長 吉田 昭夫

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会は、会場またはインターネットでご出席いただくことができます。**なお、当日のご出席には、いずれも事前登録が必要となります。**ご出席を希望される場合は、本招集ご通知43～44頁をご確認のうえ、事前登録をお願いします。また、**当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネット等で、事前に議決権のご行使を行うこともできます**ので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年5月25日(木曜日)午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.aeon.info/ir/>(※ウェブサイト内の「株主総会」をクリックしてください。)

株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8267/teiji/>

【インターネット等による議決権行使の場合】

事前のインターネット等による議決権行使に際しては、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

詳しくは、41～42頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

- 1 日 時** 2023年5月26日(金曜日)午前10時
- 2 場 所** 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ 国際展示場7ホール

3 目的事項

- 【報告事項】**
- 第98期(2022年3月1日から2023年2月28日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
 - 会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 定款一部変更の件**
第2号議案 取締役7名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査委員会が監査をした対象書類の一部であります。

当社の新株予約権等に関する事項、会社の体制および方針(業務の適正を確保するための体制および運用状況等)、会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表

- (2) 郵送およびインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとして取り扱います。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
- (4) 事前に議決権行使を行い、当日、ご出席いただいた場合は、当日、ご出席された際の議決権行使を有効なものとして取り扱います。

以上

- 当日、会場でご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会の開催、運営について変更が生じる場合がございます。その場合は当社ウェブサイトでお知らせします。随時更新いたしますので、ご確認ください。

※議決権行使いただいた株主の皆さまに素敵なプレゼントがあります。
 (プレゼントの企画内容に関して詳しくは、42頁および同封の書類をご確認ください。)

※ご出席をご希望の場合は、事前登録をお願いします。
 (お手続に関して詳しくは、43~44頁および同封の書類をご確認ください。)

イオンの株主総会の流れ

開催前

ライブ中継を利用する場合

① 書類を見る



株主総会資料(一式)



株主総会資料(一部)



株主総会資料(一式)

電子提供制度開始に伴い
株主総会資料(招集ご通知)が
「印刷物」+「ウェブ」

でのご確認に変更
となります。

当日会場で出席する場合

② 事前に議決権を行使する

行使期限

2023年5月25日(木曜日)
午後6時まで

【ご注意】当日インターネット出席する株主さまにおかれましても、万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、議決権の事前行使を推奨いたします。

お手軽にご利用いただける
スマートフォンでの
議決権行使を推奨します。

③ 事前登録をする

下記ウェブサイト内のご案内をご確認いただき、お申込みください。

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お申込み期限 2023年5月17日(水曜日)午後6時まで

事前登録はこちらから

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

※事前質問をご希望の方も上記サイトからご確認ください。



※ご視聴のみご希望の場合は、事前登録は不要です。

② 事前登録をする

事前登録はこちらから <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お電話での申込みも受け付けています。

0120-149-276 (受付時間 午前9時~午後5時)但し最終日は午後6時まで受付いたします。

お申込み期限 2023年5月17日(水曜日)午後6時まで



ご来場いただかなくても、インターネットでご視聴いただきながら議決権行使や質問が行える株主総会を開催します。会場が遠くご来場に時間を要する株主さまや、外出を控えている株主の皆さまは、是非ご利用ください。また、会場での出席およびインターネット出席ともに事前登録制となります。ご出席をご希望の場合は、事前に登録をお願いします。なお、ご登録方法および開催方法に関する詳細は、本招集ご通知43~44頁をご確認ください。

議決権行使いただいた株主の皆さまに素敵なプレゼント！（詳細は42頁）

開催当日

① インターネット出席する

開始時刻

2023年5月26日(金曜日)午前10時

※配信は午前9時より開始します。

出席方法

事前登録後に別途送信される出席用URLからアクセスしてください。

※質問は、テキスト形式(200文字まで)でご提出いただけます。

② 議決権を行使する

※出席用サイトより、議決権を行使いただけます。
※会場での出席と異なる取り扱い等がありますので、
予めご了承ください。

(視聴のみの場合は、「視聴コード」を入力し視聴ください)

総会会場

千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ 国際展示場7ホール

開始時刻

2023年5月26日(金曜日)午前10時

※受付は、午前9時より開始します。

【ご注意】当日ご出席の株主さまは事前登録が必要になりますのでご注意ください。

当日出席しない場合

(下記の方法で事前に議決権行使をお願いします。)



インターネット等による議決権行使

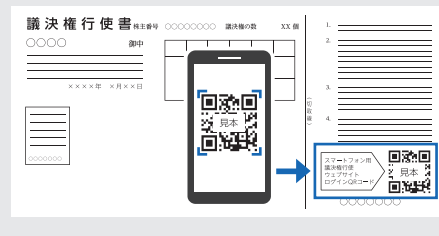
議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年5月25日(木曜日)
午後6時まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年5月25日(木曜日)
午後6時まで

※当日インターネット出席する株主さまにおかれましても、万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、議決権の事前行使を推奨いたします。

議決権行使は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。議決権をご行使いただいた株主の皆さまには、素敵なプレゼントをご用意しておりますので、是非とも、事前にご行使いただけますようお願い申し上げます。

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ・基本理念に基づく経営の実践をゆるぎないものとする事、また、全てのステークホルダーに共感いただけるよう現行定款第2条の規定に関して、企業集団としての行動姿勢、想いを追加するものです。
- ・社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、開催方法の選択肢を増やすことが、遠隔地の株主さまなど、より多くの株主の皆さまが出席しやすくなり、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながる事、また感染症や自然災害を含む大規模災害時に、機動的な開催が可能になることから、現行定款第11条に所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基本理念) 第2条 <u>イオンは、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上を実現する。</u> <u>理念の原点は「お客さま」：イオンはお客さまへの貢献を永遠の使命とし、最もお客さま志向に徹する企業集団である。</u> <u>基本理念は「平和」：イオンは、事業の繁栄を通じて、平和を追求し続ける企業集団である。</u> <u>基本理念は「人間」：イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団である。</u> <u>基本理念は「地域」：イオンは、地域のくらしに根ざし、地域社会に貢献し続ける企業集団である。</u></p>	<p>(基本理念) 第2条 <u>お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。</u> <u>イオンは小売業が平和産業であり、人間産業であり、地域産業であると信じ、その使命を果たす企業集団として永続するために、お客さまを原点に絶えず革新し続けてゆきます。</u> <u>平和は、戦争や災害からの復興にしても、平穏な生活の維持・増進にしても、能動的で意識的な関与なしにはもたらされません。こうした思いの原点には、岡田卓也名誉会長相談役の実体験があります。戦後、チラシを手にして店頭に並べられたお客さまが「戦争が本当に終わったんだな」と涙された姿を見て、小売業の存在こそが平和の象徴であると実感したと言います。そこから、小売業が成り立つためには平和が大前提であり、小売業は平和の維持に貢献していかねばならないと決意したのです。</u> <u>平和とは、戦争や暴力がないというだけに止まりません。心の安寧に加えて、戦争や災害さらにはさまざまな不幸から立ち上がり、乗り越える力をも含むものです。21世紀になっても戦争は止まず、大震災や異常気象などの自然災害が頻発しています。今こそ平和の価値があらためて問い直されています。平和はそのまま与えられるものではありません。平和は、わたしたちが能動的で意識的に関与することによってじめて保たれるのです。</u> <u>イオンは平和に反することは決して行いません。また、そうした行為や活動には与しません。イオンが目指すのは積極的な平和への貢献です。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>人間に関しては、一人ひとりを選び、尊重することで、その人の能力や思いが花開き、さらに人とつながることによって、より幸福な状態が生じます。</p> <p>岡田名誉会長は、小売業を「人間くさい産業」と呼びました。それは「人の道」を重んじること、すなわち人間を尊重することです。個性、尊厳、自律性の尊重は言うまでもありません。それに加えて、人間が持つ可能性を信じ、仕事や学びを通じて成長し、よりよく人間的になることを後押しすることでもあります。人間はひとりで成長することは困難です。「人とつながり」のなかで、他者とともによりよく人間的になっていくのです。それは幸福の実現であるとともに、人の間にある規範を求めるものでもあります。小売業は人々の幸福と規範の産業なのです。</p> <p>地域もまた、地域ごとの多様性と自立性に敬意を払い、その特有のニーズに応え、手入れをし続けることによってはじめて豊かなコミュニティが実現します。</p> <p>小売業はもともと地域に根ざした産業であり、地域とともに繁栄するものです。地域やそこにおけるコミュニティの豊かさを守っていくためには、不断に手入れを怠らないことが必要です。それは、小売業の重要な使命のひとつなのです。これからはますます、地域やコミュニティの重要性が増していきます。イオンは、地域に特有の産品を発展させ、地域の人々の豊かな暮らしを促進し、地域やコミュニティの繁栄に能動的に貢献してゆきます。</p> <p>イオンが目指しているのは、こうした平和への積極的な関与・人間の幸福と規範の下支え・地域の繁栄への貢献です。それが「お客さまを原点に」、すなわちお客さまを第一にすることの重要な基盤なのです。お客さまを第一にすることとは、自分第一ではない、つまり自分たちの都合で考え、動くのではないということです。その反対に、常にお客さまを第一に考え、誠実に行動すること、これがイオンの基本です。これを自分を映す鏡とし、すべてのイオンピープルのあらゆる判断と行動の基準とします。ややもすれば自社や自分にとって有利なこと、都合が良いことに流されがちになりますが、そうした傾向を断固否定し、乗り越えてゆくことが求められています。</p> <p>そのためには、イオンは革新し続ける企業集団でなければなりません。企業にとって、成長し存続し続けることは最重要の課題です。しかし、革新し続けることなくしては、企業は衰退し滅亡してしまいます。たとえ現状を続けることが安定的で楽なことであっても、それに安住せず、常に自らを変えていかなければなりません。そして、革新し続けるためには、お客さまの変化やさまざまな社会の変化について、常に先を見る先見性や洞察力が必要です。イオンピープルの一人ひとりは、お客さまの生活や社会が求めるものの進化と変化を先取りしてゆく所存です。家業から企業へ、そして産業へとイオンは変貌してきました。もともとダイナミックな企業文化を備えているのです。何よりも恐れているのは、ますます激しくなっていく変化の中で、求められる革新や企業家精神を失い、大企業に特有の停滞に陥っていくことです。変化することのない、現状のままが続くような静的な均衡は続きません。より新しい革新に取って代わられないためには、イオンが最大かつ最先端の革新者であり続けるしかありません。それは創業の精神を保持することで常に刷新し続け、時代を先取りした組織であるという覚悟なのです。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、基準日の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて臨時招集する。</p> <p>② 株主総会は、本店所在地または東京都千代田区もしくはこれらに隣接する地において招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>③ 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会で選定された取締役が招集する。選定された取締役に事故あるときは、取締役会で定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>イオンは、以上のことの浸透と実践を通じて、平和、人間、地域の維持と発展に貢献しようと信じて、行動してゆきます。</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② 当社の株主総会は、本店所在地または東京都千代田区もしくはこれらに隣接する地において招集する。ただし、次項に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合はこの限りでない。</p> <p>③ 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>④ 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会で選定された取締役が招集する。選定された取締役に事故あるときは、取締役会で定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものです。なお、取締役候補者7名のうち過半数の4名が社外取締役候補者であり、いずれの社外取締役候補者も東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしています。また、当社は、下記の事項を取締役の資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしています。

【社内取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社およびグループの業務に関し十分な経験と知識を有すること、経営判断能力および経営執行能力にすぐれていること。
3. 当社およびグループの基本方針・戦略立案・経営執行に責任を持ち、取締役会への説明責任を果たすことのできる当社の執行役、または子会社社長・社長である者とする。但し、執行役を兼務しない社内取締役を選任する際は、この限りではない。

【社外取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格、識見を有すること。
2. 当社の基本理念等の考え方を共有いただけること。
3. 最高経営責任者等経営者としての豊富な経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
4. 当社の経営陣に対し、経営戦略の推進、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス経営等について、指導・監督できる高い見識や豊富な経験を有すること。

※社外取締役に関しては、上記事項に加え、次頁に掲げる独立性基準を満たす人物とする。

【社外取締役の独立性基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たした者とする。

- 現在および過去10年間、当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人(以下、業務執行者という)ではない者。
- 本人が、現在または過去3年間において、以下にあげる者に該当しないこと。
 - 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)、またはその業務執行者。
 - 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員。
 - 当社の主要な借入先(連結総資産の2%を超える金額の借入先)の業務執行者。
 - 当社の主要な取引先(当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%を超える金額の取引先)の業務執行者。
 - 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者。
 - 非営利団体に対する当社グループからの寄付金が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入もしくは経常利益の2%を超える金額の団体の業務執行者。
 - 上記1. および(1)~(6)の配偶者または2親等以内の親族。

※但し、上記(1)~(7)のいずれかの項目に該当する場合でも、当該人物の人格、識見等に照らし、実質的に独立性を有すると判断した場合には、その理由を対外的に説明することを条件に、社外取締役候補者とすることができるものとする。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	第98期の取締役会への出席状況
1	岡田元也	取締役 取締役会議長 指名委員 報酬委員 代表執行役会長 再任	7回/7回
2	吉田昭夫	取締役 代表執行役社長 再任	7回/7回
3	羽生有希	取締役 執行役副社長 デジタル担当 再任	6回/6回
4	塚本隆史	取締役 報酬委員会議長 監査委員 再任 社外 独立	7回/7回
5	ピーターチャイルド	取締役 指名委員 報酬委員 再任 社外 独立	7回/7回
6	キャリーユー	取締役 監査委員 再任 社外 独立	7回/7回
7	林真琴	— 新任 社外 独立	—

※1. 取締役候補者の地位および担当は、本招集に伴う取締役会決議時(2023年4月12日現在)のものです。

※2. 羽生有希氏の出席状況は、2022年5月25日の取締役就任以降の出席状況になります。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員

1 おかだ もとや 岡田 元也

再任



現在の当社における地位および担当

取締役 取締役会議長
指名委員 報酬委員
代表執行役会長

取締役会、委員会での活動状況

取締役会 100% (7/7回)
指名委員会 100% (3/3回)
報酬委員会 100% (6/6回)

所有する当社の株式数

2,551,096株

生年月日

1951年6月17日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社
1990年 5月 当社取締役
1997年 6月 当社代表取締役社長
2003年 5月 当社取締役 兼 代表執行役社長
2012年 3月 当社取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO
2020年 3月 当社取締役 兼 代表執行役会長 (現任)
(重要な兼職)

イオンモール株式会社 取締役相談役
イオンリテール株式会社 取締役相談役
株式会社ダイエー 取締役相談役
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 取締役相談役
ウエルシアホールディングス株式会社 取締役
株式会社クスリのアオキホールディングス 社外取締役

取締役候補者とした理由および期待される役割

1997年に代表取締役社長就任以来、経営者として強力なリーダーシップを発揮し、既存事業の発展とM&A等による事業拡大を実現し、当社グループを国内トップの流通企業グループへ成長させてまいりました。小売業をはじめとする当社グループの事業に精通し、広くグループ全体の経営管理を遂行する豊富な経験と見識を有しており、今後の当社グループの成長と持続可能な社会の実現を両立するサステナブル経営を実践できると判断し、候補者としています。

特別の利害関係

岡田元也氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2 よしだ あきお 吉田 昭夫

再任



現在の当社における地位および担当

取締役
代表執行役社長

取締役会、委員会での活動状況

取締役会 100% (7/7回)

所有する当社の株式数

15,300株

生年月日

1960年5月26日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2011年 3月 イオンモール株式会社 中国本部中国開発統括部長
2014年 5月 同社常務取締役 営業本部長兼中国担当
2015年 2月 同社代表取締役社長
2016年 3月 当社執行役 ディベロッパー事業担当
2019年 3月 当社代表執行役副社長
ディベロッパー事業担当 兼 デジタル事業担当
2020年 3月 当社代表執行役社長
2020年 5月 当社取締役 兼 代表執行役社長 (現任)
(重要な兼職)
イオン北海道株式会社 取締役
イオン九州株式会社 取締役
イオンリテール株式会社 取締役
株式会社キャンドウ 取締役

取締役候補者とした理由および期待される役割

ディベロッパー事業およびデジタル事業の責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2020年3月より代表執行役社長として、中期経営計画を策定し成長戦略を推進するなど、重要な意思決定や取締役会での監督を適切に行っており、今後の当社グループの成長と中長期的な企業価値向上を実践できると判断し、候補者としています。

特別の利害関係

吉田昭夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3 はぶ ゆ き 羽生 有希

再任



現在の当社における地位および担当

取締役
執行役副社長 デジタル担当

取締役会、委員会での活動状況

取締役会 100% (6/6回)

所有する当社の株式数

10,960株

生年月日

1967年12月23日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社
2004年 9月 AEON SOUTH CHINA CO., LTD. 管理本部長
2007年11月 永旺商業有限公司 副総経理
2011年12月 永旺(中国)投資有限公司 董事
2013年 5月 永旺商業有限公司 総経理
2014年 3月 当社執行役 中国事業最高経営責任者
2014年 3月 永旺(中国)投資有限公司 董事長
2017年 3月 当社執行役 中国事業担当
2017年 5月 AEON STORES (HONG KONG) CO., LTD. 主席兼董事総経理
2020年 3月 当社執行役副社長 デジタル・中国担当
2021年 3月 当社執行役副社長 デジタル担当
2022年 5月 当社取締役 兼 執行役副社長 デジタル担当(現任)
(重要な兼職)
重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由および期待される役割

当社および当社グループの中国事業およびデジタル事業の責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2020年3月より執行役副社長として、中期経営計画の柱となるデジタル事業を担当しており、当社グループの事業基盤の確立と中長期的な成長および企業価値向上を実践できると判断し、候補者としています。

特別の利害関係

羽生有希氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

4 つかもと たかし 塚本 隆史



現在の当社における地位および担当

取締役
報酬委員会議長 監査委員

取締役会、委員会での活動状況

取締役会 100% (7/7回)
監査委員会 100% (9/9回)
報酬委員会 100% (6/6回)

社外取締役在任年数

6年

所有する当社の株式数

0株

生年月日

1950年8月2日

再任 社外取締役候補者 独立役員候補者

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行
2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行)
執行役員
2003年 3月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員
2004年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員
2006年 3月 同行常務取締役
2007年 4月 同行取締役副頭取
2008年 4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員
2008年 6月 同社取締役副社長
2009年 4月 同社取締役社長
2011年 6月 同社取締役会長、株式会社みずほ銀行 取締役頭取
2013年 7月 株式会社みずほ銀行 取締役会長
2014年 4月 みずほフィナンシャルグループ 常任顧問
2016年 6月 一般社団法人日英協会 理事長(現任)
2016年 7月 朝日生命保険相互会社 社外取締役(現任)
2017年 4月 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問(現任)
2017年 5月 当社社外取締役(現任)
2017年 6月 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役(現任)
2021年 6月 古河電気工業株式会社 社外取締役(現任)
(重要な兼職)
みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
朝日生命保険相互会社 社外取締役
株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役
古河電気工業株式会社 社外取締役
一般社団法人日英協会 理事長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手金融機関の経営者を務め、国際的に活躍され、金融・財務会計分野において高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上にあたり、助言、指導をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査、指名、報酬の各委員として活動いただくことを予定しています。

特別の利害関係

塚本隆史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

5 ピーター チャイルド

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者



現在の当社における地位および担当

取締役
指名委員 報酬委員

取締役会、委員会での活動状況

取締役会 100% (7/7回)
指名委員会 100% (3/3回)
報酬委員会 100% (6/6回)

社外取締役在任年数

5年

所有する当社の株式数

0株

生年月日

1958年3月25日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 9月 英国原子力公社入社
1980年 6月 ミシュラン入社
1984年 1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 ロンドン支社
1987年 8月 同社ロサンゼルス支社マネージャー
1988年 8月 同社ロンドン支社パートナー
1990年 8月 同社パリ支社シニアパートナー
2007年 4月 同社ロンドン支社シニアパートナー
2015年 3月 同社香港支社シニアパートナー
2018年 5月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職)

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、指名委員、報酬委員として活動いただくことを予定しています。

特別の利害関係

ピーター チャイルド氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

6 キャリー ユー

再任 社外取締役候補者 独立役員候補者



現在の当社における地位および担当

取締役
監査委員

取締役会、委員会での活動状況

取締役会 100% (7/7回)
監査委員会 100% (9/9回)

社外取締役在任年数

3年

所有する当社の株式数

0株

生年月日

1958年9月30日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 7月 Levy Gee公認会計士事務所入社(ロンドン)
1987年 1月 Coopers & Lybrand(現 PwC)入社(香港)
1991年 9月 PwCバンクーバー マネージャー
1996年11月 PwC香港 パートナー
1996年12月 PwC香港 新卒採用パートナー
2002年 7月 PwC中国・香港 小売・消費者リーダー
2004年 7月 PwC中国・香港 「We care」プログラム代表
2006年 1月 PwCグローバル 小売・消費者リーダー
2008年 3月 PwCグローバル ガバナンス委員会メンバー
2009年 7月 PwC中国・アジア太平洋 小売・消費者リーダー
2019年 7月 PwC香港 シニアアドバイザー(現任)
2020年 5月 当社社外取締役(現任)
(重要な兼職)
PwC香港 シニアアドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

英国、香港、カナダの会計士協会に所属し、大手コンサルティング会社において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

特別の利害関係

キャリー ユー氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。



■ 所有する当社の株式数
0株

■ 生年月日
1957年7月30日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 東京地方検察庁 検事任官
 2001年 6月 法務省 刑事局国際課長
 2003年 4月 法務省 矯正局総務課長
 2006年 7月 法務省 刑事局総務課長
 2008年 1月 法務省 大臣官房人事課長
 2011年 4月 最高検察庁 検事
 2012年 4月 最高検察庁 総務部長
 2013年 7月 仙台地方検察庁 検事正
 2014年 1月 法務省 刑事局長
 2018年 1月 名古屋高等検察庁 検事長
 2020年 5月 東京高等検察庁 検事長
 2020年 7月 検事総長
 2022年 6月 退官
 2022年 8月 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士(現任)
 (重要な兼職)
 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

東京高等検察庁検事長、検事総長を歴任された弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しており、リスク管理、法令順守などコンプライアンス経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

特別の利害関係

林眞琴氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

- (注1) 社外取締役在任年数は、本株主総会終結時の年数になります。
- (注2) 塚本隆史氏は2002～2013年まで株式会社みずほ銀行の執行役員、常務、取締役頭取を歴任してこられました。2013年の同行退任後9年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- (注3) ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- (注4) キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCの複数のメンバーファームと取引がありますが、当社からのPwCへの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。なお、キャリー ユー氏の登記上の氏名は、「キャリー イップ」となります。
- (注5) 林眞琴氏が客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同法人、同事務所への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- (注6) 当社は、社外取締役の塚本隆史、ピーター チャイルド、キャリー ユーの各氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。また、本議案が承認された場合、選任された全ての社外取締役と同契約を締結する予定です。
- (注7) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方は以下のとおりです。
- ・ 当社は、取締役の員数を定款で12名以内と定め、取締役会を実効的かつ安定的に運営するために、次にあげる事項を原則とした構成としています。また、当社の取締役候補者選任手続は、社外取締役が議長であり、かつ過半数を占める指名委員会にて決定することにより、透明性・公平性が高いものとしています。
 - ・ 11～12頁に記載のとおり、社内取締役、社外取締役候補者の指名基準、社外取締役の独立性基準の要件を満たした方を選任しています。
 - ・ 取締役会は、その監督機能を十分に発揮させるため、経営、国際、リスク管理、法令遵守、財務会計、金融、IT・デジタル、環境等で高い見識や豊富な経験者で運営いたします。
- (注8) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役および執行役ならびに当社子会社の取締役等の主要な業務執行者であり、保険料は全額会社負担としています。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

以上

1 企業集団の事業の概要

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)の行動制限緩和により、国内の社会経済活動に回復の兆しが見え始めた一方で、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰や円安などにより消費者の生活防衛意識が高まるなど、不透明な状況が続きました。このような中、GMS(総合スーパー)事業は収益構造改革をさらに進め大幅な損益改善を図り黒字化したほか、SM(スーパーマーケット)事業、DS(ディスカウントストア)事業は店舗の活性化やデジタルシフトに取り組むことで内食特需の反動の影響を抑制しました。また、ディベロッパー事業、ヘルス&ウエルネス事業、サービス・専門店事業、国際事業は変化する環境に迅速に対応し増益となりました。加えて総合金融事業は各事業のセグメントの中で最大の営業利益を計上しました。その結果、当社ならびに連結子会社301社の連結営業収益は9兆1,168億円、営業利益2,097億円、持分法適用会社27社を加えた経常利益は2,036億円、親会社株主に帰属する当期純利益は213億円と大幅な増益となりました。

【グループ共通戦略】

生活必需品の値上げが続き家計への負担が増していく中、お客さまの暮らしに寄り添い、より良い品質・お値打ち価格で商品を提供し続けるため、トップバリュの食品・日用品約5,000品目中、ほとんどの商品の価格据え置きを実施しました。同時にコロナ下におけるお客さまの行動変容や新たなニーズに対応した、付加価値型商品の開発も拡大することで売上が伸長しました。今後もグループのスケールメリットと独自のサプライチェーンの機能を最大限活用し価値ある商品の提供に努めるとともに、多様なニーズにお応えする商品開発を強化してまいります。

イオンの電子マネーWAONIは、2022年4月に15周年を迎え年間利用金額が2兆円を超え、ご利用金額の一部が地域社会への貢献につながる「ご当地WAON」の累計寄付金額は約26億円になりました。

新たな成長分野への取り組みでは、2022年9月にイオン九州株式会社およびウエルシアホールディングス株式会社が、両社の事業を発展的に融合して新業態の開発と運営を行うことを目的に、イオンウエルシア九州株式会社を設立しました。地域の皆さまの健康に寄り添い「well-being(ウエルビーイング)」を実現する新たなビジネスモデルの構築を進めてまいります。

また、急速に高まるデジタル事業の強化に向けAIとロボットを駆使した最先端CFC(顧客フルフィルメントセンター)の建設を千葉市内で進めており、2023年度中にオンラインマーケットを稼働する予定です。さらに2つめのCFCも東京都八王子市に2026年稼働予定で準備を進めています。

今後も既存の事業モデルの革新を図り、新たな成長モデルを確立するとともに収益性を高め、生み出した経営資源を成長領域へ集中的に投下することで、更なる成長を実現してまいります。

■連結営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 95 期	第 96 期	第 97 期	第 98 期(当期)
営 業 収 益 (百万円)	8,604,207	8,603,910	8,715,957	9,116,823
営 業 利 益 (百万円)	215,530	150,586	174,312	209,783
経 常 利 益 (百万円)	205,828	138,801	167,068	203,665
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	26,838	△71,024	6,504	21,381
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	31.88	△84.06	7.69	25.11
総 資 産 (百万円)	11,062,685	11,481,268	11,633,083	12,341,523
純 資 産 (百万円)	1,849,278	1,755,776	1,812,423	1,970,232
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	1,264.63	1,147.56	1,130.76	1,161.12

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期から適用しており、第98期に係る連結営業成績および財産の状況は、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

■事業の種類別セグメントの状況

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前期比(%)	営業利益(百万円)	前期比(%)
G M S 事 業	3,269,042	99.3	14,097	—
S M 事 業	2,642,119	104.8	22,844	74.8
D S 事 業	383,490	98.8	3,682	133.5
ヘルス&ウエルネス事業	1,149,689	111.5	44,828	107.0
総合金融事業	456,875	96.7	60,313	97.6
ディベロッパー事業	443,482	120.9	45,242	116.4
サービス・専門店事業	765,620	108.8	10,270	—
国際事業	497,428	120.7	12,859	229.9
報告セグメント計	9,607,749	104.6	214,138	121.4
その他の事業	49,097	92.3	△5,422	—
合 計	9,656,847	104.5	208,715	118.5
調 整 額	△540,023	—	1,067	—
連 結	9,116,823	104.6	209,783	120.3

(注)各事業区分の主な内容

GMS事業	総合スーパー、弁当惣菜専門店
SM事業	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット
DS事業	デイスカウストア
ヘルス&ウエルネス事業	ドラッグストア、調剤薬局等
総合金融事業	クレジットカード事業、フィービジネス、銀行業、保険業
ディベロッパー事業	ショッピングセンターの開発および賃貸
サービス・専門店事業	総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食、ファミリーカジュアルファッション・靴等を販売する専門店、均一価格雑貨販売業等
国際事業	アセアン地区および中国における小売事業
その他事業	モバイルマーケティング事業、デジタル事業等

■ 連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書）、計算書類（貸借対照表・損益計算書）を含む電子提供措置事項については、右記QRコードを読みいただきますとご確認いただけます。



(1) 各事業の成果

小売・サービス

- GMS事業では、イオンリテール株式会社が営業総利益を最大化する営業・商品戦略を全社一丸となって実行し、ネットスーパーをはじめとする成長領域の拡大と荒利益率の向上に注力しました。衣料・住居余暇を中心に、季節商品の早期展開・売り切り等の時期の見直しやVMD(ビジュアルマーチャンダイジング)拡大で抜本的な売り方の改善を図り、食品・H&BCでは成長領域であるデリカ・フローズン・調剤の取り組みを強化しました。同時に、収益構造改革としてコストの見直しやバックオフィス改革を加速させ、後方人時の削減とネットスーパー等の規模拡大、品揃えの強化への取り組みを推進しました。さらに、AIやRPAを活用した効率の改善を進め、営業利益は黒字に転換しました。
- SM事業では、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社が、店舗の活性化やお客さまの利便性向上への取り組み、フルセルフレジの導入や「Scan&Go ignica」の展開拡大等を図りました。また、米国の植物由来代替肉製造企業と独占販売契約を締結したほか、完全室内栽培を実現した植物工場を本格稼働しました。株式会社フジでは、2022年3月にマックスバリュ西日本株式会社と経営統合し、お客さま視点で最新ニーズへの対応に注力するなど、地域とお客さまの暮らしに密着した活動を深めるとともに、2024年3月の合併による統合新会社設立を見据え、シナジー創出に向けた取り組みを推進しています。マックスバリュ東海株式会社は、地域との連携を通じた健康な食生活の提案に努めました。また、小分け商品の品揃えやデリカ商品の品揃え強化、冷凍商品の展開拡大に取り組むなどお客さまニーズにお応えするとともに、セルフレジの導入を進め生産性の向上に努めました。
- DS事業では、イオンビッグ株式会社がグループ内再編による統合後の商品政策、売価政策の共通化を推進し、本社業務の間接コストの削減や店舗営業力の強化に取り組みました。
- ヘルス&ウエルネス事業では、ウエルシアホールディングス株式会社および同社連結子会社が、コロナ下での感染症対策として各自治体のPCR等検査無料化事業に取り組みました。医薬品部門の関連商品が好調に推移したほか、処方箋受付枚数が前期より伸長しました。燃料単価の高騰により水道光熱費が大きく増加したものの、調光機能を活用した節電や店舗人時数の適正化に向けた継続的な取り組みや自働発注などの店舗業務の効率化を進め経費削減に努めました。さらに子会社統合を行うなど事業の効率化や、M&Aによる地域拡大・ドミナント化を進めました。
- サービス・専門店事業では、イオンディライト株式会社が、照明のLED化や空調機の更新、ノンフロンケースの販売などを通じて省エネに貢献したほか、使用電力を可視化するツールを開発しました。また、IoTなどの技術を活用し、複数の施設を効率的に管理する「エリア管理」を展開し、点検業務を自動化するための設備投資やカスタマーサポートセンターへの一部業務の集約などを進めました。株式会社イオンファンタジーでは、国内事業が堅調に推移したほか、海外ではマレーシア、フィリピン、ベトナムが好調に推移しました。また株式会社キャンドゥは、当社グループとの協業によるシナジー最大化に向け「販路の拡大」「商品・ブランドの差別化」「企業価値の向上」に取り組みました。株式会社コックスでは、「ブランド力強化・MD改革による荒利益率の改善」「EC運営改善・DtoC強化によるEC売上の拡大」「売り方改革・売場改革による店舗売上の回復」に向けた施策が奏功し、黒字化を果たしました。



金融

- 総合金融事業では、グループ共通ポイントを活用した利便性の向上、モバイルサービスの拡充、新規事業の創出など中長期的な成長に向けた投資および基盤整備を進めました。イオンカードではカードデザインを刷新し、Webや店頭で入会キャンペーンを実施する等、会員獲得を強化しました。またコード決済サービス「AEON Pay」をイオンカード公式アプリ「イオンウォレット」に機能追加するとともに、外部加盟店を拡大し利便性向上に努めました。海外では、カードショッピングや個人ローン、個品割賦取扱高が順調に回復しました。さらに、マレーシアで初となるデジタルバンクライセンスを取得しました。



ディベロッパー

- ディベロッパー事業では、イオンモール株式会社が、国内では新たに2モールをオープン、既存12モールをリニューアルしました。同社は「CX(カスタマー・エクスペリエンス)の創造によるリアルモールの魅力の最大化」を掲げ、集客力の向上に取り組んでいます。また、再生可能エネルギーの活用、フードロス削減など社会課題解決に向けた取り組みを進めています。このような取り組みや人流の活発化を促えた集客施策などにより、国内における既存モール専門店の売上高は対前年比110.0%と伸長しました。また海外では、成長著しいベトナムで、新たにショッピングモール開発に関する投資決定についての包括的覚書を締結するなど出店強化に向けた取り組みを推進しました。

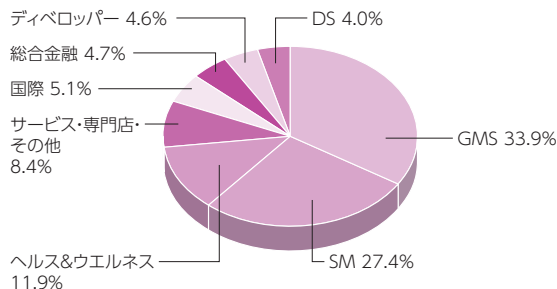


国際

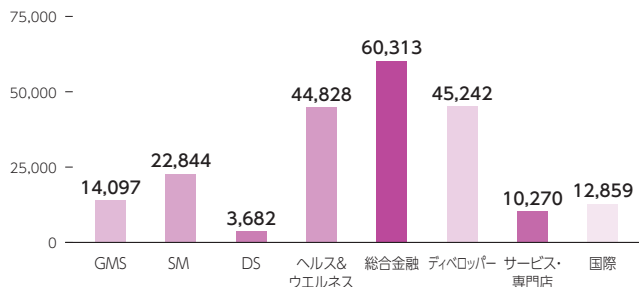
- マレーシアでは、各モールで継続的に様々なイベントを開催したことによりテナント売上が回復基調を保つとともに、GMSにおいても、衣料、住居余暇を中心に全ラインで売上が回復しました。また、高度に自動化された物流システムやAIを活用した高い顧客提案力を有する米国のECプラットフォームを活用したネットスーパーは登録者数が伸長しました。また、ベトナムでは、外出機会の拡大により、テナント売上が回復したほか、GMS、SMにおいても売上が大きく伸長しました。加えてDX推進による業務効率化と経費削減に取り組む、大幅増益となりました。中国においては展開を強化しネットスーパーの食品売上は日本を上回る構成比となりました。



● 営業収益 構成比



● 営業利益(百万円)



(2) 環境・社会への取り組み

「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指す「イオン サステナビリティ」

イオンのサステナビリティの歩み

1989～

- 1989 1% CLUB 「イオングループ1%クラブ」創設を宣言
- 1990 「地球にやさしいジャスコ委員会」設立
1% CLUB 「イオングループ環境財団」設立 (現 イオン環境財団)
1% CLUB 「イオングループ1%クラブ」設立 (現 イオンワンパーセントクラブ)
1% CLUB 第1回「小さな大使」(現 ティーンエイジアンバサダー)
- 1991 「イオンふるさとの森づくり」開始
「クリーン&グリーン活動」開始
「買物袋持参運動」、「店頭資源回収運動」開始
- 1993 有機栽培などの農作物を「グリーンアイ」として展開開始
(現 トップバリュグリーンアイ)
- 1996 1% CLUB 「こどもエコクラブ」発足(現 イオン チアーズクラブ)
- 1998 ♡ 北京 万里の長城植樹(98-00年、03-05年、07-10年)

2000～

- 2000 1% CLUB 学校建設支援事業 カンボジアでスタート
環境マネジメントの国際規格「ISO14001」認証を取得
- 2001 「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」開始
- 2003 「イオンサプライヤー取引行動規範(CoC)」制定
- 2004 「トップバリュ フェアトレードコーヒー」販売開始
- 2005 エコストア1号店「イオン千種SC」オープン
(現 イオンタウン千種)
- 2006 日本の小売業で初めて、MSC認証の魚介類を販売開始
1% CLUB 「イオン スカラシップ」開始
- 2007 食品売場でのレジ袋無料配布を中止
- 2008 「イオン温暖化防止宣言」発表
「イオンの人権基本方針」策定

1991～

植樹活動

累計植樹本数

約 **1,255** 万本



1991～

買物袋持参運動

レジ袋削減

約 **33.7** 億枚



1996～

イオン チアーズクラブ

396 クラブ
約 **4,170** 人



【脱炭素社会の実現】

イオンは、2030年までに国内での店舗使用電力の50%を再生可能エネルギーに切り替える目標を掲げています。再エネ100%の店舗・事業所は、2022年度に7店舗増え、全国20カ所となりました。

また、オフサイトPPAによる再エネ調達の実施「イオンモール まちの発電所」を2022年9月から開始、約740カ所の太陽光発電所から、自己託送方式でイオンモールに電力供給しています。イオンモール豊川(愛知県)では、商業施設として国内最大級の発電容量(1,300kW)の大型カーポートソーラーパネルを設置。駐車場を活用した再エネ調達手段として、このモデルを導入拡大する計画です。今後も様々なリソースを活用し、脱炭素化に向けた取り組みを加速してまいります。



基本方針のもと、事業活動を通じて様々な環境・社会課題の解決に取り組んでいます。



2001~

イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン

累計 贈呈金額
約 **49** 億円

2004~

太陽光パネル導入

導入店舗数
1,120 店舗

2020~

こども食堂応援団

累計 募金総額
約 **1.7** 億円

(各数値は2023年2月現在)

【資源循環の促進】

使い捨てプラスチックの削減に向けて、容器包装資材の削減や、環境配慮型の素材への転換、店舗を拠点とした資源循環モデルの構築を進めています。

日用品や食品の容器を耐久性の高いものに変えて繰り返し利用する「Loop(ループ)」は、取り扱い店舗を100店舗まで拡大しました。地域での資源循環の促進を目指し、自治体と連携した取り組みも進めています。

今後もお客さま、自治体、サプライヤーの皆さまとともに循環型社会の実現を目指してまいります。

【次世代育成・支援】

地域のこども食堂の活動を応援するため、「イオン こども食堂応援団」プロジェクトの一環として、2022年度 冬に「全国こども食堂応援募金」を実施、約4,199万円を認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえに寄付しました。

2022年度はプロジェクトの深化を目指し、地域の子ども支援を行う団体や企業の皆さまと連携し、情報発信や意見交換、フードドライブ等の場を設ける試みを開始。すべての子どもたちが健やかに成長できる未来を目指し、活動を推進してまいります。

■イオンの森づくり

「自然の恵みを失うことは、豊かさの根源を失うこと」と危機感を抱き、植樹を通じて環境問題の解決に取り組むという想いのもと、1991年より植樹活動を継続して行っています。店舗の敷地内に、地域に自生する樹木を植樹する「イオン ふるさとの森づくり」や、公益財団法人イオン環境財団と連携のもと、伐採や自然災害等で荒廃した森林の再生に向けた植樹など、日本および世界各地のお客さまとともに進めてきた植樹活動は、植樹本数が累計約1,255万本となりました。

年数を経たイオンの森は、多くの地域固有の動植物が生息する自然豊かな森へ成長しています。こうしたイオンの森の生態系機能や生物多様性価値を、お客さまや従業員とともに学び、測定する「いきもの調査」を実施しており、2022年は全国70店舗のイオンの森で、在来種や希少種を含む、鳥、昆虫、植物など1,100種以上の生き物を観測しました。

また、2020年より、イオンの森づくりをさらに進化させ、持続可能な地域の実現に向けて自治体や行政、大学、国際機関等と協働した「イオンの里山づくり」に取り組んでいます。「綾町イオンの森(宮崎県)」や「南島原イオンの里山(長崎県)」など、生物多様性の保全に加え、各地の伝統文化、地形、産業、歴史を考慮し、人と自然が共生する新たな里山を目指しています。

イオンは、自然豊かな森・地域を次代につなぐため、これからも、お客さま、地域の皆さまとともに木を植え、育てていきます。



■次世代育成(イオン チアーズクラブ)

公益財団法人イオンワンパーセントクラブでは、1996年より、自然や環境などに興味を持ち、考える力を育む場として、小学生を中心に、全国のイオンを拠点として395クラブが体験学習を行っています。

2022年は、新たにウエルシア薬局22店舗と協力し、イオン チアーズクラブ「ウエルシアつくば」が活動を開始しました。農場での稲刈りやニンジン収穫、食料に含まれる栄養の学習、薬剤師体験などを通じて、子どもたちが楽しみながら環境や社会について学ぶ様々な活動を今後も展開してまいります。



■ウクライナの子どもたちへの支援

イオンは、平和の追求を基本理念とし、あらゆる戦争に反対します。突然の争いに巻き込まれ慣れない避難生活を余儀なくされている子どもたちを支援するため、2022年3月8日から4月30日まで、「イオン ウクライナ子ども救援募金」を実施しました。お客さまからお寄せいただいた募金約4億6,665万円に、当社およびイオングループ各社が寄付を行っている公益財団法人イオンワンパーセントクラブからの寄付金を加えた合計約9億3,331万円を公益財団法人日本ユニセフ協会に贈呈しました。避難場所や物資の提供にとどまらず、教育支援や心のケアなど、ウクライナの子どもたちのための支援を行いました。

■イオンの基本理念を具現化する公益財団法人

事業活動を通じた取り組みに加えて、「公益財団法人イオンワンパーセントクラブ」「公益財団法人イオン環境財団」と連携し、環境・社会貢献活動を推進しています。



公益財団法人 イオンワンパーセントクラブ

1989年に創設を宣言し1990年に設立されました。「お客さまからいただいた利益を社会のために役立てる」という想いのもと、イオングループの主要企業が税引前利益の1%相当額を拠出し、「次代を担う青少年の健全な育成」「諸外国との友好親善の促進」「地域社会の持続的発展」を柱に活動しています。



公益財団法人 イオン環境財団

イオンの基本理念のもと、日本で初めて地球環境をテーマにした企業単独の財団法人として、1990年に設立されました。以来、多様なステークホルダーの皆さまとともに「植樹」「環境活動助成」「環境教育」「パートナーシップ」の4つの事業を中心に活動を推進しています。現在は、持続可能な地域の実現を目的に、新たな里山づくりにも取り組んでいます。

誰もが活き活きと働く、働きがいのある会社を目指しています。

【ダイバーシティの推進】

ダイバーシティ&インクルージョンの推進を経営戦略の一つとして捉え、多様な人材が能力を十分に活かし、革新し続ける組織の実現を目指しています。活躍する女性管理職のリーダーとしての成長、次期・次世代管理職候補者の育成推進を目的とする研修には387名が参加し、グループ各社の従業員の交流を深め、切磋琢磨する仲間との出会いを通じた動機付けの機会といたしました。グループ会社の経営幹部・管理職730名が参加したオンライン研修を通じて、多様性と心理的安全性が尊重された組織を堅持し、求められるマネジメントスタイルの改革を推進しました。また、「仕事と育児の両立支援」のオンライン研修に男性育休促進の要素を取り入れ、女性社員に限らず育児中の男性社員、上司、人事担当者等約500名が参加し、グループ企業の好事例紹介等を通じ、意識改革の一助となりました。「障がい者活躍研修」は毎月開催し、様々な障がいを知り、採用・雇用上の留意点を理解することで、違いを認めて、活かしあうという風土を醸成しています。グループ各社のベストプラクティスを共有し、表彰するアワードでは、女性、障がい者、LGBTQの方の活躍推進から、世代の多様性、自らを多様化させるチャレンジなど、多様性が生み出す新たな価値創造につながる取り組みが紹介されました。

【健康経営への取り組み】

イオンは、グループとして社員の健康づくりが企業活動の要であり、社員が健康であってこそ地域のお客さまの健康と幸せの実現に貢献できるという考えのもと、従業員とその家族の健康増進に取り組んでいます。受動喫煙対策・卒煙の取り組みとしてグループ国内115社で従業員の就業時間内禁煙・敷地内の禁煙を実施、生活習慣改善に向けた特定保健指導実施率向上や健康チャレンジキャンペーン、女性の健康に対する学習など、心と身体の健康づくりと安全安心で活力ある職場づくりに取り組んでいます。こうした取り組みが評価され「健康経営優良法人2023(ホワイト500)」に認定されました。健康経営優良法人は、グループ50社が取得しています。

2 企業集団の対処すべき課題

「中期経営計画(2021~2025年度)」の始動から約2年が経過し、当初の予想を超えた物価の高騰や地政学リスクの高まりなど、世界規模で未曾有の環境変化が生じています。イオンは、激動の環境下でこそ、社会の変化を先取りした新たな商品・サービスを創出し、地域社会に貢献し続けることが存在価値であると考えています。

新たな価値創造に向けたグループ共通戦略として、「デジタル」「商品」「ヘルス&ウエルネス」「地域」「アジア」という5つの柱に沿った変革に加えて、急速に重要性が高まる「環境・グリーン」の取り組みをグループ各社で加速・進化させています。

<中期経営計画におけるグループ共通戦略>

① デジタルシフトの加速と進化

リアルとデジタルが融合したOMO(Online Merges with offline)の実現に向けて、リアルをベースに構築してきた事業基盤を、デジタル起点に変革するため、イオングループが一体となってデジタルシフトに取り組んでいます。

お客さまとデジタルでつながるための共通基盤となるトータルアプリ「iAEON」の利便性向上や、店舗アセットを活用したネットスーパーの推進に加えて、2023年にはイオンネクスト株式会社が、AIやロボティクスを導入した最先端CFC(顧客フルフィルメントセンター)の稼働を計画しています。リアルとデジタルそれぞれの強みを活かし、いつでもどこでも欲しい商品やサービスを受けられるイオンOMOを構築してまいります。



② サプライチェーン発想での独自価値の創造

商品の取り組みでは、お客さまの行動変容や新たなニーズに対応する、マーケットイン発想での商品開発を生産者さま、製造委託先さまらと一緒に進め、約2,500品目の新商品発売、商品リニューアルをして参ります。また、単身者、MZ世代をターゲットとした「スモールマス」への対応も行い、トップバリュの新たなファン獲得に努めて参ります。PB商品は、お客さまとの接点である“売場”をもつ我々にとって、お客さまの声を直接商品に反映するという、小売ならではの強みを発揮出来る領域と考えています。

今後はこれまで手掛けていない新たなカテゴリーや、イオン独自の価値を付加した商品開発を強化し、トップバリュを「さあ、ワクワクするほうへ!」をコンセプトとする、毎日の暮らしに新しいアイデアとワクワクをお届けするブランドへと進化させてまいります。



③ 新たな時代に対応したヘルス&ウエルネスの進化

今後のグループの持続的成長に向けて「ヘルス&ウエルネス」は総力を挙げて注力すべき領域と認識しています。単なる「身体」の健康だけではなく、「精神的な充実」や「地域社会とのつながり」など、3つの側面を含めた相乗積とした価値の提供を目指してまいります。

その実現に向け、ドラッグストア業態の事業拡大に加え、グループシナジーを最大限活用することで、ウエルネスを軸に各事業の業容拡大を進めてまいります。



④ イオン生活圏の創造

各地域の生活圏を構成する重要な要素として、イオンの商業施設があり、日々のお買い物に加え、クリニックやジムなど健康に関するサービスを取り入れ、更には地域のコミュニティ施設の展開を強化しています。

今後も地域の魅力向上に資する施設開発を推進するとともに、事業を通じた地域経済の活性化、地方都市の抱える社会課題の解決、地球環境の改善の一翼を担うなど、地域の豊かさにつながる「生活圏」の構築を目指してまいります。



⑤ アジアシフトの更なる加速

海外事業については、特に成長著しいベトナムを重点エリアとして、現地・専門人材を活用した店舗開発力の強化、PB商品開発の拠点化、リアル店舗とデジタル事業拡充に向けた投資へのシフトなど、将来の成長を享受すべく事業基盤の拡充を図っています。

引き続きグループ一丸となり、今後も高い経済成長が見込まれるアジアでの事業拡大を推進してまいります。



⑥ グリーン戦略

イオンがこれまで30年以上にわたって取り組んできた植樹活動をはじめ、商業施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換や、環境配慮型プライベートブランド商品の開発強化など、脱炭素、循環型社会の実現に向けた施策を強化しています。

今後は、グループ各社が「グリーン」を軸に事業機会を見出し、新たなライフスタイルのご提案につなげていきたいと考えています。すべてのステークホルダー、とりわけお客さまとともに、未来に向けて行動を起こし、豊かで持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。



数字でみるイオン

イオンは、強い競争力を有する小売、金融、ディベロッパー、サービス等、グループ各事業・企業が有機的に結びつき、高いシナジーを創出する総合グループへの進化を目指し、革新に挑戦し続けています。

連結営業収益

9兆 1,168 億円

連結営業利益

2,097 億円

親会社株主に
帰属する
当期純利益

213 億円

店舗数

17,391 店舗
(うち海外店舗数 1,232店舗)

モール型SC数

271 SC

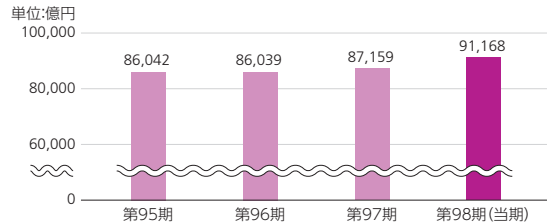
イオンカード等
カード会員数

4,824 万人
(うち海外会員数 1,742万人)

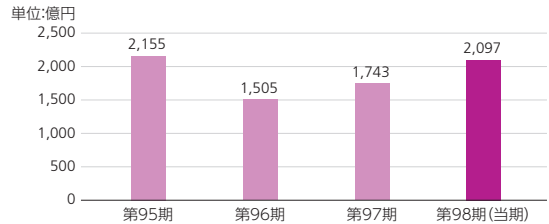
電子マネー
「WAON」
累計発行枚数

9,649 万枚

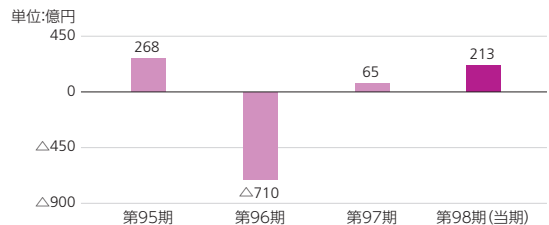
連結営業収益



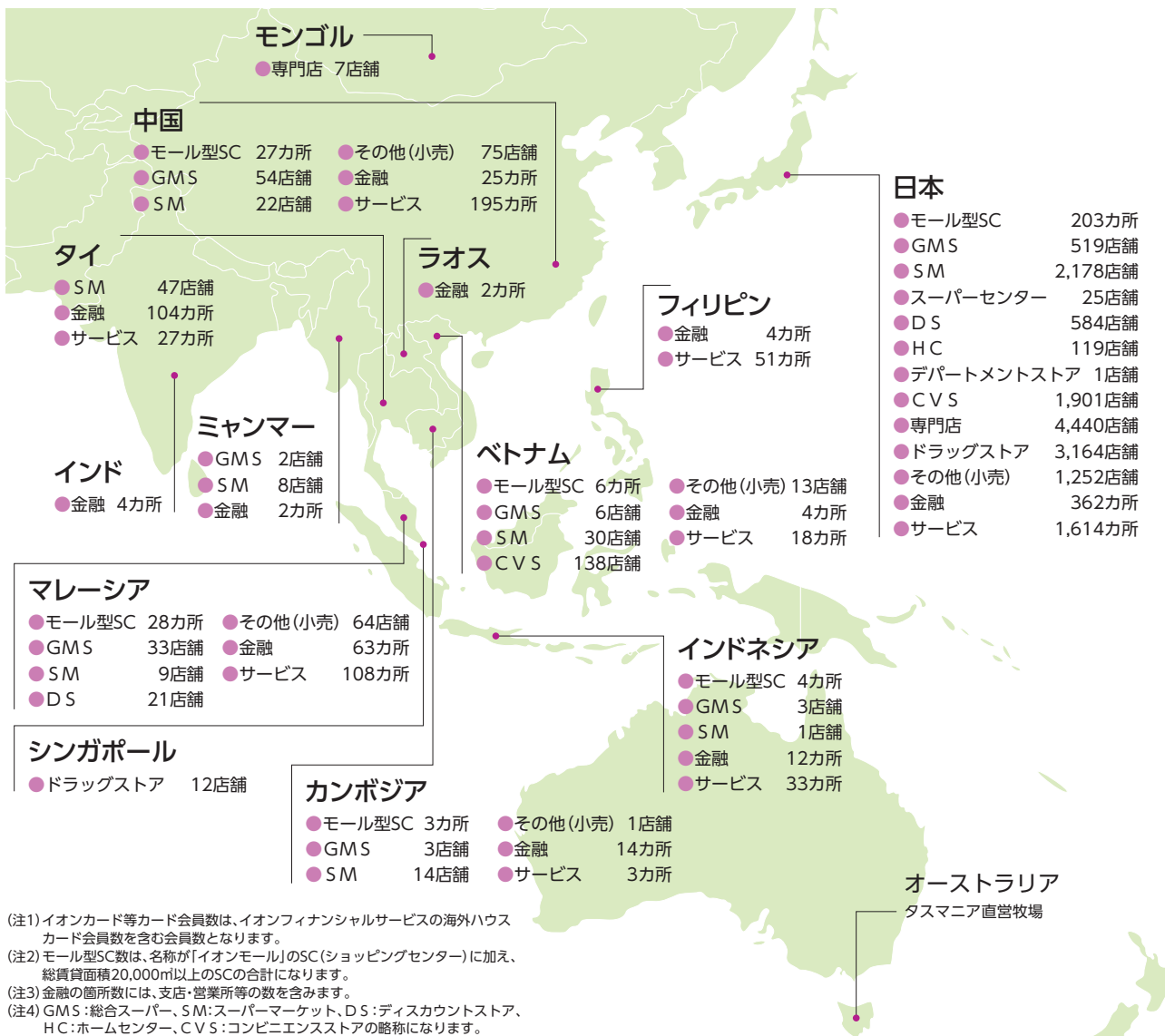
連結営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益・純損失



日本・中国・アセアンで店舗を展開しています。



(注1) イオンカード等カード会員数は、イオンフィナンシャルサービスの海外ハウスカード会員数を含む会員数となります。

(注2) モール型SC数は、名称が「イオンモール」のSC(ショッピングセンター)に加え、総賃貸面積20,000㎡以上のSCの合計になります。

(注3) 金融の箇所数には、支店・営業所等の数を含みます。

(注4) GMS:総合スーパー、SM:スーパーマーケット、DS:ディスカウントストア、HC:ホームセンター、CVS:コンビニエンスストアの略称になります。

3 企業集団および当社の概況 (2023年2月28日現在)

(1) 当社の株式に関する事項

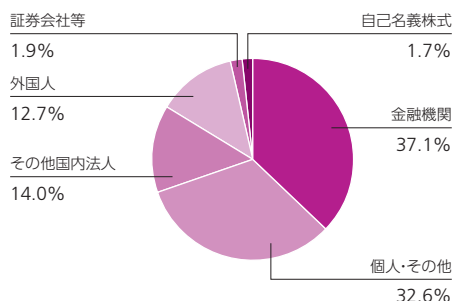
① 発行可能株式総数	2,400,000,000株	④ 当期末株主数	908,221名
② 発行済株式の総数(自己株式を含む)	871,924,572株	⑤ 単元株式数	100株
③ 大株主(上位10名)			

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	116,318	13.57
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	37,348	4.36
株式会社みずほ銀行	33,292	3.88
公益財団法人イオン環境財団	21,811	2.54
公益財団法人岡田文化財団	21,461	2.50
農林中央金庫	18,133	2.12
イオン社員持株会	12,123	1.41
イオン共栄会(野村証券口)	12,047	1.41
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY505234	11,370	1.33
東京海上日動火災保険株式会社	10,061	1.17

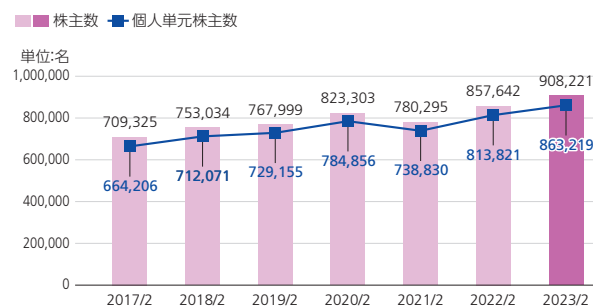
(注1) 持株比率は自己株式(14,861,590株)を控除して計算し、四捨五入して表示しています。なお、自己株式には、従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式(2,136,600株)は含んでおりません。

(注2) 株式会社みずほ銀行の持株数には、同行が退職給付信託に係る株式として拠出している株式9,378千株(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」)を含めています。

所有者別株式保有状況



株主数および個人単元株主数の推移



(2) 当社の会社役員に関する事項

● 当社の取締役および執行役の報酬等の総額

■ 取締役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

	基本報酬	うち、社外取締役
支給人数	4名	4名
支給額	60百万円	60百万円

■ 執行役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

地位	人数	基本報酬	業績報酬	非金銭報酬等 (株式報酬型ストック オプションによる報酬)	合計
代表執行役会長 岡田元也	1名	49百万円	27百万円	12百万円	90百万円
代表執行役社長 吉田昭夫	1名	51百万円	30百万円	13百万円	94百万円
執行役副社長	2名	71百万円	36百万円	19百万円	126百万円
執行役	9名	212百万円	86百万円	53百万円	353百万円
合計	13名	384百万円	181百万円	99百万円	665百万円

(注1) 執行役の株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第98期の業績に基づき2023年4月12日開催の報酬委員会および取締役会により決定しました。なお、株式報酬型ストックオプションに関しては、2023年6月21日に新株予約権を割り当てる予定であり、上記の支給額は、2023年2月末日の当社株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しています。

(注2) 上記のほか、2022年2月28日をもって辞任した1名の執行役に対する基本報酬2百万円および2022年5月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する基本報酬10百万円を支給しています。

(3) 企業結合の状況等

重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
(GMS事業)		%	
イオン北海道株式会社	6,100百万円	67.21	総合小売業
イオン九州株式会社	4,915百万円	78.49	総合小売業
株式会社サンデー	3,241百万円	77.10	ホームセンター
イオンリテール株式会社	100百万円	100.00	総合小売業
(SM事業)			
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	10,000百万円	53.67	スーパーマーケット事業の管理

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
マックスバリュ東海株式会社	2,267百万円	64.84%	スーパーマーケット
株式会社フジ (注2)	22,000百万円	51.49	食料品、衣料品、日用雑貨品等の小売販売事業等の管理
ミニストップ株式会社	7,491百万円	54.10	コンビニエンスストア
(ヘルス&ウエルネス事業) ウエルシアホールディングス株式会社	7,747百万円	50.59	ドラッグ事業の管理
(総合金融事業) イオンフィナンシャルサービス株式会社	45,698百万円	49.99	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.	269百万香港ドル	68.32	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	541百万マレーシアドル	63.32	金融サービス業
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.	250百万タイバーツ	63.12	金融サービス業
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00	銀行業
(ディベロッパー事業) イオンモール株式会社	42,381百万円	58.80	ディベロッパー事業
(サービス・専門店事業) 株式会社コックス	4,503百万円	71.56	カジュアルファッション専門店
株式会社ジーフット	3,761百万円	66.88	靴専門店
イオンディライト株式会社	3,238百万円	56.90	総合ファシリティ マネジメントサービス業
株式会社キャンドウ	3,028百万円	51.15	均一価格雑貨販売業
株式会社イオンファンタジー	1,806百万円	68.45	アミューズメント業
(国際事業) AEON CO. (M) BHD.	702百万マレーシアドル	51.68	総合小売業
AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited	115百万香港ドル	60.59	総合小売業

(注1) 議決権比率には、間接所有も含まれています。

(注2) 2022年3月1日を効力発生日として、株式会社フジはマックスバリュ西日本株式会社と経営統合しました。

(注3) 当期末において、特定完全子会社はありません。

(4) 当社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元政策は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重点施策と位置付け、連結業績を勘案した配当政策を行ってまいります。

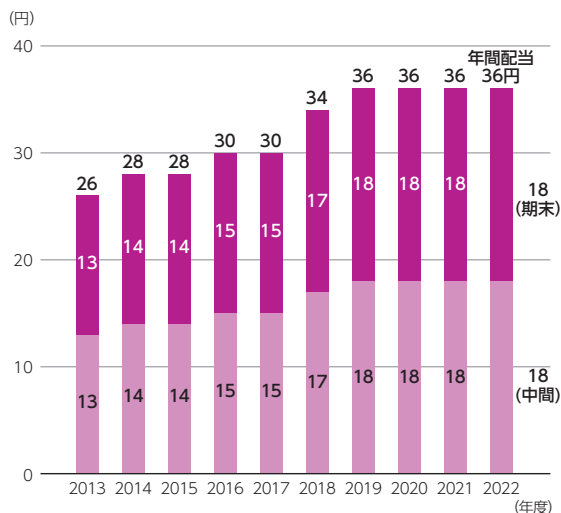
1株当たり年間配当金につきましては、前年以上を維持しつつ、連結配当性向30%を目標として定め、さらなる利益成長ならびに株主還元を努めていきます。

また、当社は株主の皆さまの利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を年2回実施することとし、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の期末配当を行うことができます旨を定めています。

【当期の剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2023年4月12日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当18円とさせていただきます。これにより、中間配当18円と合わせた当期の年間配当金は1株当たり36円となります。なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2023年5月2日(火曜日)とさせていただきます。

年間配当金の推移(1株当たり)



(注1) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。

(注2) 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれていません。

連結計算書類(要旨)

連結貸借対照表

(単位:百万円未満切捨)

	当期末 2023.2.28現在	前期末 2022.2.28現在
【資産の部】		
流動資産	7,681,759	7,185,666
(うち棚卸資産)	596,708	555,136
固定資産	4,659,764	4,447,417
有形固定資産	3,301,444	3,130,888
無形固定資産	356,026	326,415
投資その他の資産	1,002,292	990,112
資産合計	12,341,523	11,633,083
【負債の部】		
流動負債	7,477,878	7,047,966
固定負債	2,893,412	2,772,693
負債合計	10,371,290	9,820,660
【純資産の部】		
株主資本	908,498	897,766
資本金	220,007	220,007
資本剰余金	299,667	296,285
利益剰余金	411,758	415,503
自己株式	△22,936	△34,030
その他の包括利益累計額	84,077	59,665
新株予約権	1,173	1,290
非支配株主持分	976,482	853,701
純資産合計	1,970,232	1,812,423
負債及び純資産合計	12,341,523	11,633,083

連結損益計算書

(単位:百万円未満切捨)

	当期 2022.3.1~2023.2.28	前期 2021.3.1~2022.2.28
営業収益	9,116,823	8,715,957
売上高	7,961,711	7,657,351
総合金融事業における営業収益	403,040	421,803
その他の営業収益	752,071	636,801
営業原価	5,778,894	5,601,694
売上原価	5,725,286	5,538,956
総合金融事業における営業原価	53,608	62,738
営業総利益	3,337,929	3,114,262
販売費及び一般管理費	3,128,145	2,939,949
営業利益	209,783	174,312
営業外収益	36,117	38,276
営業外費用	42,235	45,520
経常利益	203,665	167,068
特別利益	48,048	18,184
特別損失	83,365	62,429
税金等調整前当期純利益	168,347	122,823
法人税、住民税及び事業税	78,996	71,015
法人税等調整額	4,980	△6,175
当期純利益	84,371	57,982
非支配株主に帰属する当期純利益	62,989	51,477
親会社株主に帰属する当期純利益	21,381	6,504

- 下記内容に関しては、ウェブサイトに掲載しているため、本招集ご通知には記載しておりません。詳細のご確認は、下記のウェブサイトよりご確認いただけます。

- ウェブサイトでご確認いただける事項

- 事業報告

取締役会の活動報告等、主要な事業内容、店舗数、資金調達および設備投資の状況、当社の会社役員に関する事項(会社役員の状況、社外取締役に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等)、当社の会計監査人の状況、従業員の状況、当社の主要な借入先当社の新株予約権等に関する事項、会社の体制および方針、会社の支配に関する基本方針

- 連結計算書類・計算書類

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

- 監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告
会計監査人の監査報告
監査委員会の監査報告

- 当社ウェブサイト <https://www.aeon.info/ir/>



- 株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/8267/tei/ji/>



「スマホ招集通知」サービスのご案内

当社では、株主の皆さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンで招集通知・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマホ招集通知」サービスを提供しています。



【「スマホ招集通知」アクセス方法】



左記QRコードからアクセスしてください。

または、<https://p.sokai.jp/8267/>

(半角でご入力ください)



本サービスは、株主さまの利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境等により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。

■ 株主総会資料の電子提供制度のお知らせ

会社法改正により株主総会資料の電子提供制度がスタートしました。

本年の株主総会より、株主総会資料(招集ご通知)は、これまでの郵送から、原則ウェブでの提供となりました。株主さまにおかれましては、当社からお手元に届く書面でのご案内からウェブサイトへアクセスし、株主総会の資料をご確認していただく形に変更となります。



株主総会資料(招集ご通知)が「印刷物」+「ウェブ」でのご確認に変更となります。

インターネットのご利用を希望されない株主さまへ

❗ 書面交付請求のお手続きが可能です

Q 「書面交付請求」とは？

A インターネットを利用することが困難な株主さまを保護するためのお手続きです。
お申し出いただいた株主さまには株主総会資料を書面でお送りします。
なお、書面交付請求を行わなくても、URL等を記載した通知書面はお送りします。

Q 「書面交付請求」の受付期限は？

A 株主総会の基準日(2月末日)までにお申出が必要です。
なお、受付期限を徒過して書面交付請求のお申出がなされた場合、次回以降の株主総会より株主総会資料を書面でお送りいたします。
※2023年3月1日以降のお申出に関しては、次回以降の株主総会より書面でお送りします。

Q お手続き方法は？

A 証券会社にお申出の場合は、保有銘柄の口座を開設している証券会社へお問い合わせください。
株主名簿管理人にお申出の場合は、書面での受領を希望される銘柄ごとに申出書面のご提出が必要です。

ご注意 一連のお手続きには費用がかかる場合があります。
なお、書面交付請求は一定期間経過後に失効することがあります。

お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部

0120-533-600

受付時間 9:00~17:00(土・日・休日を除く)

ぜひQ&Aもご利用ください。

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency>



■ 株主優待制度のご案内

ご優待1 イオン株主さまご優待カード(AEON OWNER'S CARD)

オーナーズカードは、イオン株式会社の株式を100株以上ご所有の株主さまの優待カードです。

毎日のお買物がオトク！

3・4・5・7%のキャッシュバック

オーナーズカードをご提示いただき、現金、WAON、各種イオンマークのカードでのクレジット払い、イオン商品券、イオンギフトカードでお支払いいただきますと、対象となるお支払い金額合計に対して持株数に応じた返金率をかけた金額を半期毎にまとめてご返金します。また、毎月20日、30日のお客さま感謝デーではお会計時に5%割引特典があります。

オーナーズカードは、お会計の前にレジにてご提示ください。

※上記以外でのお支払いは、キャッシュバック特典の対象にはなりません。

※新規登録の株主さまに、株主優待権利確定の約1ヶ月後に、オーナーズカード発行のご案内をお送りしています。

※ご返金引換証は、10月中旬、4月中旬頃の年2回お送りしています。

※イオン、ダイエー、マックスバリュ、イオンスーパーセンター、ザ・ビッグなどの店舗でご利用いただけます。ご利用いただける会社・利用方法等に関して詳しくは、当社ホームページにてご確認のうえご利用ください。 <https://www.aeon.info/company/yutai/>



ご優待2 長期保有株主優待制度

3年以上継続して当社株式を保有され、かつ毎年2月末日時点で1,000株以上所有の株主さまにイオンギフトカードを進呈させていただきます。

本年は2020年2月末日権利確定日以前より株式を保有している株主の皆さまに、5月下旬に進呈いたします。

▶ お持ちの株式数と進呈金額

2月末日時点 保有株式数	イオンギフトカード金額
1,000～1,999株	2,000円
2,000～2,999株	4,000円
3,000～4,999株	6,000円
5,000株以上	10,000円

※毎年2月末日時点で3年以上継続保有の方に、5月下旬頃に記載の基準でイオンギフトカードを発送いたします。

※3年以上継続保有の株主さまとは、2月末日および8月末日時点の株主名簿に、同一株主番号で、7回以上連続で記載された株主さまとします。

■ イオンラウンジ再開のお知らせ

イオンラウンジは、新型コロナウイルス感染拡大に伴いサービスを停止しておりましたが、2023年6月以降、順次再開の予定です。再開にあたり、お客さまに安心して快適にご利用いただくため、予約制度の導入並びに利用条件を変更いたします。皆さまには多大なご協力をお願いすることとなりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- ・ 利用可能店舗と再開スケジュール、利用方法・注意事項について詳しくはこちら <https://www.aeon.info/ir/stock/benefit/card/#lounge>



■ 事前の議決権行使のお願い

事前に郵送またはインターネットにより議決権のご行使を行うことができます。
前記の株主総会参考書類(9～20頁)をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■ インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスし、下記の【QRコードを読み取る方法「スマート行使」】または、【議決権行使コード・パスワードを入力する方法】から画面の案内に従ってご行使いただけますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

[簡単!] 議決権行使コード・パスワードの入力が不要で議決権を行使できます。

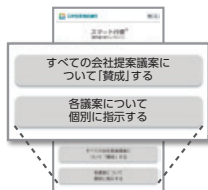
※操作画面はイメージです。

ステップ1



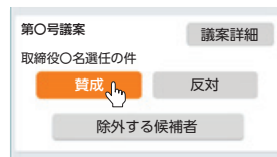
同封の議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

ステップ2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

ステップ3



画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。また、議案詳細から議案が参照できます。

ステップ4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご留意事項 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

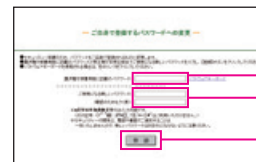
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

ご留意事項 ログイン後のパスワードについては、株主さまご本人がお決めになったものに変更されます。

4 以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

- インターネット等による議決権の行使は、2023年5月25日(木曜日)午後6時まで受け付けておりますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めにご行してくださいませようお願い申し上げます。
- インターネット等と郵送の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、またインターネット等による議決権行使が複数回行われた場合は、最後のインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

機関投資家の皆さまへ

左頁のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

? お問い合わせ

インターネット等による議決権の行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120(652)031**

受付時間 9:00~21:00

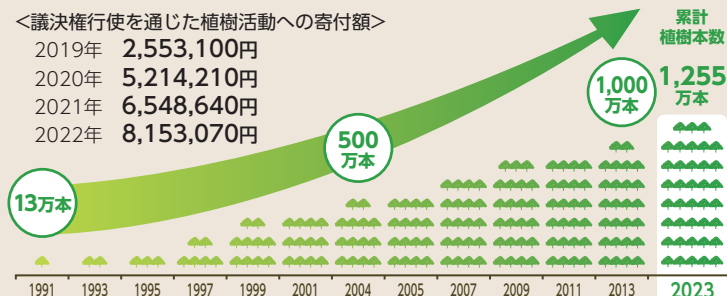
議決権行使が、豊かな森づくりにつながります。 「スマート行使」により削減される郵送費用の一部を植樹活動に寄付します。

イオンでは、植樹活動を「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。」という基本理念を具現化する活動と位置づけ、1991年より世界各地で取り組んでいます。議決権行使の際にスマート行使(ハガキでの返送以外の電磁的行使)をご利用いただいた場合、郵送費用の一部を、公益財団法人イオン環境財団の植樹活動にお役立てさせていただきます。

株主の皆さまの議決権行使が、豊かな森づくりにつながるスマート行使を是非ご利用ください。

<議決権行使を通じた植樹活動への寄付額>

2019年	2,553,100円
2020年	5,214,210円
2021年	6,548,640円
2022年	8,153,070円



更に

「スマート行使」での議決権行使の後にアンケートにご協力いただいた方の中から

抽選で、3,000円分の商品券を300名様にプレゼント!

(※当選された株主さまには、7月下旬頃に発送予定です。)

更に

議決権行使をされたすべての株主さまに、
株主さまご優待パスポートを進呈!

(※イオン、イオンスタイル等の店舗で一日限りお好きな日にご利用いただけるパスポートを、6月中旬頃に発送予定です。)

※プレゼント企画に関して詳しくは、同封の書類を併せてご確認ください。

■ 当日のご出席に関する事前登録のお願い

会場でのご出席に比べ、ご自宅等から、当社指定のウェブサイトを通じてアクセスし、議決権行使やご質問等が可能なインターネット出席をご用意しています。当日のご出席は、いずれも事前登録が必要となりますので、出席をご希望の株主さまは、事前にご登録いただきますようお願いいたします。ご登録にあたって必要となるID・パスワードは本招集ご通知とあわせてお送りする書類「イオン株式会社 第98期定時株主総会 インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載されております。また、注意事項等は、本招集ご通知に同封の書類（「ご出席の事前登録 インターネット出席等のご活用のお願い」）をご確認ください。

1 会場でのご出席



- お土産のご用意はございません。
- 当日のご出席は、事前登録制としておりますので、ご出席の方は事前登録をお願いします。ご出席ご希望の株主さまは、下記のウェブサイトのご案内に沿ってお申込みください。また、お電話でのお申込みもできますので、詳しくは本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認ください。
- 当日は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書と本通知をご持参のうえご来場ください。なお、ご入場の際に事前登録が確認できない株主さまはご入場いただけない場合がありますので予めご了承ください。

登録の受付期限 **2023年5月17日(水曜日)午後6時まで**

ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



2 インターネット出席



当社指定のウェブサイトを通じ、当日、インターネットによるライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問等を行えます。インターネットでご出席いただく通信環境を整えるため、事前登録制としています。ご出席をご希望の場合は、下記のウェブサイトよりご登録ください。ご登録いただき当日インターネット出席されると、株主総会会場へお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

登録の受付期限 **2023年5月17日(水曜日)午後6時まで**

ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



当日、ご出席をご希望の場合は、「事前登録」をお願いします。

注意事項

<会場での出席をご希望の株主の皆さまへ>

- ・ご出席をご希望の場合は、事前登録をお願いします。昨年と開催場所が異なりますのでご注意ください。
- ・体調のすぐれない方は、出席をお控えください。ご自身および周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。
- ・ご出席の株主さまへのお土産のご用意は予定しておりません。

<インターネット出席をご希望の株主の皆さまへ>

- ・ご出席をご希望の場合は、事前登録をお願いします。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金(電話料金)などは、株主さまのご負担になります。
- ・通信環境等の影響により、通信遅延や接続不能、接続後のインターネットのライブ中継の映像や音声の乱れ、一時中断など通信障害が発生する可能性があります。当社は、そのような障害によって株主さまが被った不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- ・視聴環境等の詳細につきましては、左頁のウェブサイトからご確認ください。
- ・インターネットによる出席は、会場での出席と異なった取り扱い等がありますので、予めご了承ください。
- ・本招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、賛否の表明ができない場合があります。その場合は、欠席として取り扱うこととなりますので、予めご了承ください。
- ・株主さまの代理人による出席はお断りします。また、株主さま以外のご視聴はお断りします。インターネット配信URLを第三者に共有すること、また、株主総会の模様を録音、録画、公開等を行うことはお断りさせていただきます。
- ・当社がやむを得ないと判断した場合、インターネット出席の株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただきます。
- ・通信の安定性が懸念される想定を超えるご応募があった場合は、期日前に受付を終了する場合がございます。

<その他>

- ・当日のインターネットによるライブ中継では、質疑応答を含めた中継となりますので、ご出席いただく株主さまの映像・音声、配信される場合がございますので予めご了承ください。
- ・会場、インターネットの両方での出席はできません。会場、インターネットの両方での出席が確認された場合は、会場での出席扱いにさせていただきます。
- ・事前に議決権行使を行い、当日は株主総会の模様をインターネットで「**ご視聴のみご希望の場合は、事前登録は不要です。**」ご視聴時のアクセス先で求められる「**視聴コード**」は、本招集ご通知に同封の書類「**ご出席の事前登録 インターネット出席等のご活用**のお願い」に記載されたものをご確認のうえご入力ください。

今後の状況により株主総会の開催・運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、下記ウェブサイトでお知らせします。内容を随時更新いたしますのでご出席いただく株主さまは、当日ご出席前に必ずご確認くださいませようお願いします。

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



■ ご視聴のみのライブ中継のご案内

1 ウェブサイトでの視聴サービス

当日Webにてご視聴のみをご希望の株主さまは、**事前登録不要**でご視聴いただけます。

視聴方法

事前登録を行わず当日、ご視聴のみご希望の株主さまは、下記のウェブサイトの「第98期定時株主総会」から「ライブ中継(ご視聴のみ)」にアクセスしてご視聴いただけます。

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



公開日時

2023年5月26日(金)午前10時から

※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、開始1時間前よりアクセスは可能になります。

ログイン方法

「視聴コード」を入力しご視聴ください。



・本ログイン方法での視聴においては、ご視聴中に、ご質問や議決権のご行使はできません。

株主総会当日に、インターネットを通じて議決権行使や質問が可能となるインターネット出席をご希望の場合は、事前登録が必要となりますので、43~44頁をご確認のうえ、お手続きいただけますようお願いいたします。

・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますので予めご了承ください。また、ご視聴いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金(電話料金)などは、株主さまのご負担になります。

視聴環境等の詳細につきましては、上記のウェブサイトからご確認いただけますのでご参照ください。

・ライブ中継は、株主さま以外のご視聴、またご視聴中の映像・音声の録画・公開等はお断りします。

・今後の状況により株主総会の開催・運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、上記のウェブサイトですぐ更新しお知らせします。

2 映画館でのライブ視聴サービス

株主総会をイオンシネマの映画館でご覧いただけます。

■ 開催日：2023年5月26日(金)午前10時~株主総会終了まで

■ 場所：①大阪会場(イオンシネマ大日)、②名古屋会場(イオンシネマ大高) 定員各100名

参加ご希望の株主さまは、ご予約いただけますようお願いいたします。

ご予約先：☎ 0120-149-276 (午前9時~午後5時。最終日は午後6時まで受付)

注意事項：ご予約の受付は5/2(火)~17(水)で先着での受付となります。

定員になり次第、受付終了させていただきます。

視聴のみの配信になります。会場内でのご質問や議決権の行使はできません。ご参加をご希望の株主さまは事前に議決権行使いただいたうえでご参加いただけますようお願いいたします。その他、注意事項は下記ウェブサイトよりご確認ください。

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



株主総会会場のご案内

【場 所】 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ 国際展示場7ホール

【交 通】 J R 京葉線「海浜幕張駅」南口より徒歩約10分

J R 総武線・京成線「幕張本郷駅」から「幕張メッセ中央」行きバスで約17分



※昨年と開催場所が異なりますのでご注意ください。

ご出席をご希望の場合は、事前登録が必要になります。詳しくは43～44頁をご参照ください。

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

株主総会終了後のご視聴サービス

当社ウェブサイトにて株主総会での事業報告、経営方針の模様を録画で配信します。

公開予定日：2023年6月6日（火曜日）

皆さまの議決権行使が、豊かな森づくりにつながります。



議決権行使は株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。株主総会へご出席いただけない場合は、郵送またはスマートフォン等でご行使いただけます。当社ではCO₂の削減につながり、即時に議決権の行使が反映するスマートフォン等での電磁的行使をおすすめしています。また「スマート行使」により削減される郵送費用の一部を植樹活動にお役立てさせていただいており、昨年は815万円の寄付を行いました。議決権を行使いただいた株主の皆さまに素敵な企画をご用意していますので、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

(※議決権行使の方法の詳細は、41～44頁をご確認ください)

更に

素敵な特典！

★ 3,000円分の商品券を300名様にプレゼント！

「スマート行使」での議決権行使の後にアンケートにご協力いただいた方の中から抽選でプレゼントします。

★ 株主さまご優待パスポートを進呈！

議決権行使をされた全ての株主さまに総合スーパーのイオン、イオンスタイル等で1日限りご利用いただけるパスポートを進呈します。6月中旬頃に発送の予定です。

■ 事前の議決権行使のお願い(スマートフォンで簡単にご行使いただけます)

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

[簡単] 議決権行使コード・パスワードの入力が不要で議決権を行使できます。

※操作画面はイメージです。

ステップ1



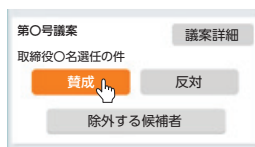
同封の議決権行使書紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

ステップ2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ3



画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。また、議案詳細から議案が参照できます。

ステップ4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご注意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

NEW

本年は新たに映画館でのライブ視聴サービスをご用意しております。詳しくは45頁をご確認ください。



木を植えています

私たちはイオンです



この印刷物は、FSC® 認証紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

株主の皆さまへ

第98期定時株主総会資料 (書面交付請求に伴う交付書面)

「第98期 定時株主総会招集ご通知」と本紙を合わせ、
法令および当社定款第14条の規定に基づく書面交付
請求に伴う交付書面としております。

2023年5月1日

目次

■事業報告

- コーポレート・ガバナンス 1頁
(取締役会の活動報告等)
- 主要な事業内容、店舗数、資金調達および設備投資の状況 3頁
- 当社の会社役員に関する事項 4頁
(会社役員の状態、社外取締役に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針、役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容)
- 当社の会計監査人の状況 12頁
- 従業員の状況、当社の主要な借入先 13頁

■連結計算書類

- 連結貸借対照表 14頁
- 連結損益計算書 15頁

■計算書類

- 貸借対照表 16頁
- 損益計算書 17頁

■監査報告

- 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告 18頁
- 会計監査人の監査報告 20頁
- 監査委員会の監査報告 22頁

■ご参考

- 本株主総会終了後の各委員会委員および執行役 28頁
- 株主メモ 29頁

■事業報告 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

●企業集団の事業の概要

コーポレート・ガバナンス

【コーポレート・ガバナンス改革の歩み】

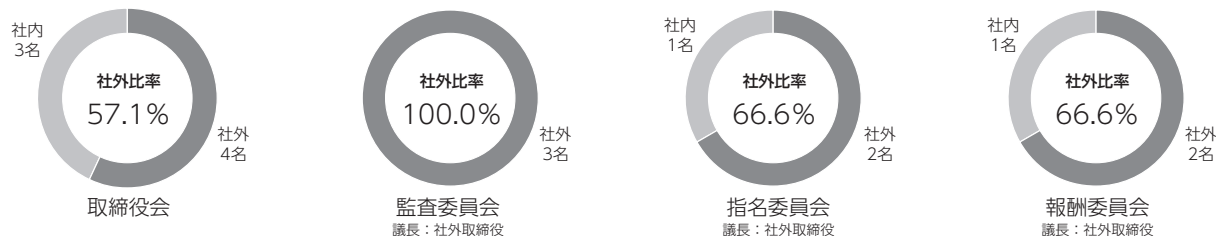
当社は、企業価値を継続的に高める基盤づくりとして、「コーポレート・ガバナンス」の改革に継続的に取り組んでいます。2003年には、取締役会の経営の監督機能と業務執行機能を分離する「委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）」に移行しました。また、当社では取締役の過半数を社外取締役とし、「指名」「報酬」「監査」の各委員会の議長をすべて社外取締役とすることで、経営の透明性と公平性を一層高めています。2016年にはグループの企業経営と企業統治に関する基本姿勢などを示した「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、企業活動の指針としています。今後も、最適な企業統治体制を目指して改革してまいります。

◆コーポレート・ガバナンス ハイライト

	2000年	2001年～	2003年～	2007年	2008年	2009年～	2013年～	2016年～	2018年	2019年	2020年～	2022年～
商号	ジャスコ(株) イオン(株) (2001年8月～)											
会社形態	事業持株会社				純粋持株会社 (2008年8月～)							
企業統治の体制	取締役会設置会社		指名委員会等設置会社 (2003年5月～)									
各委員会	-		指名委員会 (議長:社外取締役)									
			報酬委員会 (議長:社外取締役)									
			監査委員会 (議長:社外取締役)									
取締役	23名		8名	7名	7名	9名			8名	7名		
(内:社外取締役)	-	※注	4名(半数)	3名	3名	5名(過半数)			4名(過半数)			
(内:女性)							1名			2名		
(内:外国人)							1名			2名		
取締役会の運営等								取締役会の実効性評価				
								社外取締役ミーティング				
理念・方針	イオンの基本理念 (1989年～)											
								コーポレートガバナンス基本方針制定				

※注:社外取締役は、2003年の商法改正に伴い導入された制度です。当社では、それ以前より外部から役員を招聘しています。

取締役会&3委員会の構成



※社外取締役4名全員は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

【各機関の主な役割と開催状況】

	開催状況	主な役割
取締役会	年7回	<ul style="list-style-type: none"> 取締役および執行役の職務執行の監督 会社法第416条に定められる取締役会で決定しなければならない事項および執行役に委任することができない事項の決定
監査委員会	年9回	<ul style="list-style-type: none"> 取締役および執行役の職務執行の監査 株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する議案内容の決定
指名委員会	年3回	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案内容の決定
報酬委員会	年6回	<ul style="list-style-type: none"> 取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定

※当期は、上記の取締役会、各委員会での活動のほか、社外取締役ミーティング、政策審議ミーティングの開催等を行っています。

【取締役会の活動報告】

取締役会では、会社の持続的な成長と企業価値の向上にむけて、長期的な視点のもと、活発な議論を行っています。取締役会を補完するものとして、独立社外取締役が参加する政策審議ミーティングを実施し、2025年度までの中期経営計画の進捗状況や経営上の課題を中心に議論を重ねてまいりました。さらに独立社外取締役のみが参加する討議を実施し、取締役会の場においてグループガバナンスのあり方や取締役会の実効性向上に資する意見や提言を執行側に示しています。取締役会の場に限らずグループ全体の企業価値向上を目指して充実した議論がなされており、当社の持続的な成長を促す監督機能が実質的に機能していることを確認しております。今後もコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

●企業集団および当社の概況(2023年2月28日現在)

(1) 主要な事業内容

当社グループは、当社(純粋持株会社)のもと、301社の連結子会社、27社の持分法適用関連会社により構成され、小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

(2) 店舗数

① 本社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

② 業態別店舗・施設数

業 態	店舗数	業 態	店舗数	業 態	店舗数
モール型SC	271	ホームセンター	119	その他物販	1,405
総合スーパー	620	デパートメントストア	1	金融	596
スーパーマーケット	2,309	コンビニエンスストア	2,039	サービス	2,049
スーパーセンター	25	専門店	4,447	合 計	17,662
ディスカウントストア	605	ドラッグストア	3,176		

(3) 資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、成長を続けるディベロッパー事業を中心に、成長領域であるアジアでの新店投資や国内の既存店改装を実施したほか、Eコマース等のデジタル分野への投資を実施しました。これら店舗およびデジタル等の設備投資総額は3,708億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

(4) 当社の会社役員に関する事項

① 会社役員の状況

取締役

氏名	担当	重要な兼職の状況
岡田元也	取締役会議長 指名委員 報酬委員	
吉田昭夫		
羽生有希		
塚本隆史	報酬委員会議長 監査委員	みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 朝日生命保険相互会社 社外取締役 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役 古河電気工業株式会社 社外取締役 一般社団法人日英協会 理事長
大野恒太郎	監査委員会議長 指名委員会議長	渥美坂井法律事務所 顧問(弁護士) 株式会社小松製作所 社外監査役 公益財団法人国際民商事法センター 理事長
ピーター チャイルド	指名委員 報酬委員	
キャリー ユー	監査委員	PwC香港 シニアアドバイザー

(注) 岡田元也、吉田昭夫、羽生有希の各氏は取締役と執行役を兼務しています。担当および重要な兼職の状況に関しては、執行役の欄に記載しています。

執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役会長	岡 田 元 也	イオンモール株式会社 取締役相談役 イオンリテール株式会社 取締役相談役 株式会社ダイエー 取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社 取締役 株式会社クスリのアオキホールディングス 社外取締役
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	イオン北海道株式会社 取締役 イオン九州株式会社 取締役 イオンリテール株式会社 取締役 株式会社キャンドウ 取締役
執行役副会長	藤 田 元 宏	特命担当 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 代表取締役社長
執行役副社長	羽 生 有 希	デジタル担当
執行役副社長	渡 邊 廣 之	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役 イオンディライト株式会社 取締役
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当 マックスバリュ東海株式会社 取締役会長 ミニストップ株式会社 取締役
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	岡 崎 双 一	アセアン担当
執 行 役	土 谷 美 津 子	商品担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当 株式会社ケーヨー 取締役
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役 イオンリテール株式会社 監査役
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	手 塚 大 輔	物流担当

(注1) 取締役 塚本隆史、大野恒太郎、ピーター チャイルド、キャリー ユーの各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

(注2) 当社は、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役(非常勤)としています。また、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

(注3) 当期中の異動

2022年3月1日 神尾啓治、土谷美津子、尾島司、江川敬明、四方基之、手塚大輔の各氏は、新たに執行役に選任され就任しました。

2022年5月25日 山下昭典氏は、任期満了により取締役を退任しました。

羽生有希氏は、新たに取締役に選任され就任しました。

(注4) 2023年3月1日付で、次のとおり執行役の組織改革をしました。

地位	氏名	担当
代表執行役会長	岡田元也	
代表執行役社長	吉田昭夫	
執行役副会長	藤田元宏	
執行役副社長	羽生有希	デジタル担当
執行役副社長	渡邊廣之	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌
執行役副社長	土谷美津子	商品担当
執行役	松本忠久	ヘルス&ウェルネス担当
執行役	神尾啓治	SM担当
執行役	大池学	DS担当
執行役	岡崎双一	アセアン担当
執行役	四方基之	戦略担当
執行役	尾島司	事業推進・ブランディング担当
執行役	江川敬明	財務・経営管理担当
執行役	手塚大輔	物流担当
執行役	後藤俊哉	中国担当
執行役	大野恵司	マレーシア担当
執行役	古澤康之	ベトナム担当

② 社外取締役に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・塚本隆史氏は、名誉顧問を兼職するみずほフィナンシャルグループの株式会社みずほ銀行で、取締役頭取などを歴任してこられました。2013年の同行退任後9年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は、当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- ・大野恒太郎氏が、理事長を兼職する公益財団法人国際民商事法センターの法人会員に当社は登録しておりますが、当社から同法人への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCの複数のメンバーファームと取引がありますが、当社からのPwCへの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。

ロ. 当該事業年度における取締役会および各委員会への出席状況(出席回数/開催回数)

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
塚本隆史	7/7	9/9	-	6/6
大野恒太郎	7/7	9/9	3/3	-
ピーターチャイルド	7/7	-	3/3	6/6
キャリーユー	7/7	9/9	-	-

ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

一 取締役会における発言および期待される役割に関して行った業務の概要等一

- ・塚本隆史氏は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識の基に、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上について、積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、報酬委員会議長として、個人別の報酬等についての審議を主導しました。

- ・大野恒太郎氏は、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識の基に、コンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、監査委員会議長として、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査等、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。加えて指名委員会議長として、株主総会に提案する取締役の選任等に関する議案の内容についての必要な審議を主導しました。
- ・ピーター チャイルド氏は、大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、グローバル経営の推進等について積極的に発言を行うなど、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。
- ・キャリー ユー氏は、英国、カナダ、香港の会計士協会に所属し、大手コンサルティング会社において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査を行うとともに、コーポレート・ガバナンスの向上について積極的に発言を行うなど客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。

③ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

イ. 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役および一部の国内子会社の取締役、監査役、執行役員等

ロ. 保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。なお、保険料は全額会社負担としています。

⑤ 当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬は社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会にて報酬制度の基本方針および報酬内容を決定することとし、客観的かつ透明性の高いものとなっています。

イ. 報酬ポリシー

- 当社の役員は、基本理念のもと、絶えず革新し続け果敢に挑戦し、当社グループの持続的な成長に貢献する。
- 当社の役員は、役員の果たすべき役割と、経営目標の達成度合いに応じた報酬を得る。

【報酬制度の基本方針】

- i お客さま、従業員、株主さまに理解され支持される公正感が高く透明性のある適切な基準で決定する。
- ii 当社グループの中長期の経営戦略および業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる制度とする。
- iii 当社グループの経営を担う人材の確保・維持につながる報酬水準とする。
- iv 経済・社会情勢、当社グループの経営環境・業績を踏まえて報酬体系・水準を適時適切に見直すものとする。

ロ. 取締役報酬

- i 取締役には、基本報酬を支給する。
- ii 業務の執行を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

ハ. 執行役報酬

- i 基本報酬
役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき定める。
- ii 業績報酬
総現金報酬(基本報酬+業績報酬)に占める執行役業績報酬のウエイトは、30%から50%程度とする。
- iii 株式報酬型ストックオプション
株価や業績と報酬との連動性を高め、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に基づき決定する。
- iv 業績連動報酬の報酬構成
業績報酬および株式報酬型ストックオプションは、全社業績報酬と個人別業績報酬による構成と

する。ただし、代表執行役会長・社長は全社業績報酬のみとする。

a. 全社業績報酬

役位別基準金額・割当数に対して、連結業績の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。

b. 個人別業績報酬

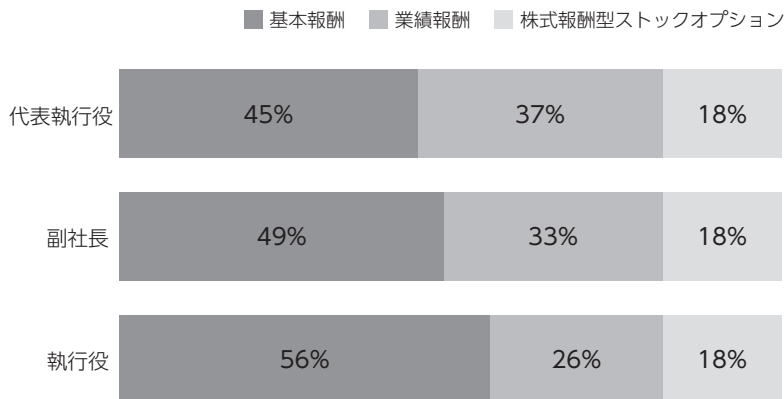
役位別基準金額・割当数に対して、部門別業績と経営目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

v 業績連動報酬に係る指標・実績

業績報酬および株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とする。業績連動報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとして、当該年度の業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。

なお当期の実績は、連結経常利益2,036億円に基づいて、報酬委員会にて審議・決定いたしました。

執行役報酬構成



※予算達成率100%の際の報酬ウエイトになります。

⑥ 役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容

当社は指名委員会等設置会社であるため、社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会で定めた報酬制度の基本方針および算定方法に基づき、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容について審議・決定しており、その手続きおよび内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。決定した取締役・執行役の報酬については、客観性・透明性担保の観点から、報酬委員会より、取締役会に報告しています。

当該事業年度の役員報酬額決定における、報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

- 2022年 4月 8日 2021年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議
 - 2021年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議
 - 2022年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議
 - 役員報酬水準の検討
- 2022年 5月25日 2022年度 社外取締役の基本報酬の審議・決議
 - 2022年度 株式報酬型ストックオプション付与数の審議・決議
- 2022年 7月 6日 役員報酬制度改定の審議
- 2022年10月 5日 役員報酬制度改定の審議
- 2023年 1月13日 役員報酬制度改定の審議
- 2023年 2月10日 役員報酬制度改定の審議・決議
- 2023年 4月12日 2022年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議
 - 2022年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議
 - 2023年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議

(5) 当社の会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

② 報酬等の額

i 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	140百万円
ii 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,432百万円

(注1)当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2)当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、企業価値向上に資するアドバイザー業務等の対価を支払っています。

(注3)当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注4)当社監査委員会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、監査の品質管理状況等についてヒアリングをしたほか、監査チームの独立性・専門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間および監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

(6) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)(注1)	時間給制従業員数(名)(注2)
GMS事業	34,297	103,151
SM事業	25,331	83,243
DS事業	1,914	9,818
ヘルス&ウエルネス事業	14,984	25,549
総合金融事業	16,377	5,227
ディベロッパー事業	4,212	1,861
サービス・専門店事業	31,008	26,095
国際事業	28,276	6,998
その他事業	1,161	450
純粋持株会社等	2,844	2,625
合計	160,404	265,017

(注1)従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。

(注2)時間給制従業員数は、期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。なお時間給制従業員の実人数は、約418千名になります。従って企業集団の実人数の合計は、約578千名となります。

(7) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	46,500
株式会社日本政策投資銀行	33,500
株式会社三井住友銀行	26,000
農林中央金庫	21,000
三井住友信託銀行株式会社	21,000
株式会社りそな銀行	17,000
株式会社千葉銀行	12,500
株式会社横浜銀行	11,600
株式会社三菱UFJ銀行	10,000

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

■連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	7,681,759
現金及び預金	1,309,725
コールローン	10,373
受取手形及び売掛金	1,877,761
有価証券	508,223
棚卸資産	596,708
営業貸付金	502,737
銀行業における貸出金	2,462,327
その他	543,011
貸倒引当金	△129,109
固定資産	4,659,764
(有形固定資産)	(3,301,444)
建物及び構築物	1,630,449
工具、器具及び備品	212,266
土地	1,043,143
リース資産	99,930
建設仮勘定	78,909
その他	236,746
(無形固定資産)	(356,026)
のれん	145,160
ソフトウェア	148,348
リース資産	26,248
その他	36,269
(投資その他の資産)	(1,002,292)
投資有価証券	263,947
退職給付に係る資産	25,729
繰延税金資産	145,431
差入保証金	412,691
店舗賃借仮勘定	1,720
その他	159,597
貸倒引当金	△6,825
資産合計	12,341,523

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	7,477,878
支払手形及び買掛金	1,039,947
銀行業における預金	4,392,204
短期借入金	453,904
1年内返済予定の長期借入金	346,338
1年内償還予定の社債	167,920
コマース・ペーパー	75,000
リース債務	67,311
未払法人税等	48,344
契約負債	243,376
賞与引当金	38,260
店舗閉鎖損失引当金	2,706
ポイント引当金	6,529
設備関係支払手形	57,453
その他	538,579
固定負債	2,893,412
社債	905,541
長期借入金	1,157,865
リース債務	291,267
繰延税金負債	31,669
役員退職慰労引当金	350
店舗閉鎖損失引当金	6,228
偶発損失引当金	48
利息返還損失引当金	5,180
退職給付に係る負債	18,653
資産除却負債	116,891
長期預り保証金	264,994
保険契約準備金	54,338
その他	40,382
負債合計	10,371,290
(純資産の部)	
株主資本	908,498
資本金	220,007
資本剰余金	299,667
利益剰余金	411,758
自己株	△22,936
その他の包括利益累計額	84,077
その他有価証券評価差額金	41,711
繰延ヘッジ損益	257
為替換算調整勘定	45,825
退職給付に係る調整累計額	△3,716
新株予約権	1,173
非支配株主持分	976,482
純資産合計	1,970,232
負債純資産合計	12,341,523

連結損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金	額
売上		7,961,711
総合金融事業における営業収益		403,040
その他の営業収益		752,071
営業収益合計		9,116,823
売上原価		5,725,286
総合金融事業における営業原価		53,608
営業原価合計		5,778,894
営業利益		2,236,425
営業総利益		3,337,929
販売費及び一般管理費		3,128,145
営業外利益		209,783
受取配当金	4,728	
持分法による投資利益	3,666	
テナント退店違約金受入	5,836	
貸倒引当金戻入	2,713	
その他	563	
営業外費用	18,609	36,117
支払利息		35,750
その他		6,484
経常利益		42,235
特別利益		203,665
固定資産売却益	11,375	
関係会社株式売却益	24,068	
受取段階取得に係る差益	5,849	
補助金の収入	3,290	
その他	1,620	
特別損失	1,844	48,048
減損損失	51,269	
店舗閉鎖損失引当金繰入	5,929	
固定資産除却損	4,229	
災害による損失	7,563	
新型コロナウイルス対応による損失	4,370	
その他	10,003	83,365
税金等調整前当期純利益		168,347
法人税、住民税及び事業税	78,996	
法人税等調整額	4,980	83,976
当期純利益		84,371
非支配株主に帰属する当期純利益		62,989
親会社株主に帰属する当期純利益		21,381

■計算書類

貸借対照表(2023年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	310,653
現金及び預金	4,735
関係会社短期貸付金	278,837
未収収益	12,206
未収入金	11,397
その他	3,476
固定資産	1,243,552
(有形固定資産)	(14,702)
建物	10,205
構築物	96
工具、器具及び備品	416
土地	3,984
(無形固定資産)	(952)
商標権	578
その他	374
(投資その他の資産)	(1,227,896)
投資有価証券	151,969
関係会社株式	1,007,335
関係会社出資金	77,186
繰延税金資産	2,235
その他	1,234
貸倒引当金	△61
投資等損失引当金	△12,002
資産合計	1,554,205

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	250,905
1年内返済予定の長期借入金	95,400
未払金	7,294
未払費用	3,091
未払法人税等	182
未払消費税等	443
預り金	143,090
賞与引当金	283
その他	1,120
固定負債	652,848
社債	270,000
長期借入金	281,950
投資等損失引当金	100,665
その他	233
負債合計	903,753
(純資産の部)	
株主資本	596,585
資本金	220,007
資本剰余金	316,949
資本準備金	316,894
その他資本剰余金	54
利益剰余金	82,499
利益準備金	11,770
その他利益剰余金	70,729
固定資産圧縮積立金	3,823
別途積立金	45,500
繰越利益剰余金	21,406
自己株式	△22,871
評価・換算差額等	53,557
その他有価証券評価差額金	53,336
繰延ヘッジ損益	220
新株予約権	309
純資産合計	650,452
負債純資産合計	1,554,205

損益計算書(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	33,422	
関係会社受入手数料	21,026	
その他	984	55,433
営業総利益		55,433
販売費及び一般管理費		19,431
営業利益		36,001
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,495	
その他	761	8,257
営業外費用		
支払利息	8,920	
投資等損失引当金繰入額	20,036	
その他	1,568	30,526
経常利益		13,733
特別利益		
関係会社株式売却益	9,381	
その他	243	9,625
特別損失		
投資有価証券評価損	4,409	
関係会社株式評価損	993	5,403
税引前当期純利益		17,955
法人税、住民税及び事業税	△8	
法人税等調整額	224	215
当期純利益		17,739

■ 監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月11日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸山友康
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 淡島國和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月11日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸山友康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島國和

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第98期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について執行役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するほか、監査委員会が定めた監査の方針等に従い、当会社の内部監査部門に指示し、重要な会議への出席、執行役等及び会計監査人からのその職務の執行に関する事項の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧等の方法により、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。さらに、子会社については、必要に応じて事業の報告を求め、当会社の内部監査部門に指示し、その業務及び財産の状況を調査しました。

併せて、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載並びに取締役及び執行役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針及び株主の共同の利益に沿うものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月12日

イオン株式会社 監査委員会

監 査 委 員 大 野 恒 太 郎

監 査 委 員 塚 本 隆 史

監 査 委 員 キ ャ リ ー ユ ー

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for a memo area, consisting of 16 lines spaced evenly down the page.

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

メモ欄

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

■ご参考

●本株主総会終了後の各委員会委員および執行役

各委員会委員(2023年5月26日付予定)

委 員 会 名	氏 名
監 査 委 員 会	塚本 隆史 林 眞琴 キャリー ユー
指 名 委 員 会	塚本 隆史 ピーター チャイルド 岡田 元也
報 酬 委 員 会	塚本 隆史 ピーター チャイルド 岡田 元也

執行役(2023年5月26日付予定)

地 位	氏 名	担 当
代表執行役会長	岡 田 元 也	
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	
執行役副会長	藤 田 元 宏	
執行役副社長	羽 生 有 希	デジタル担当
執行役副社長	渡 邊 廣 之	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌
執行役副社長	土 谷 美 津 子	商品担当
執 行 役	松 本 忠 久	ヘルス&ウエルネス担当
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	岡 崎 双 一	アセアン担当
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当
執 行 役	手 塚 大 輔	物流担当
執 行 役	後 藤 俊 哉	中国担当
執 行 役	大 野 恵 司	マレーシア担当
執 行 役	古 澤 康 之	ベトナム担当

※上記に関しては、取締役選任議案が全て可決した場合の予定になります。岡田元也、吉田昭夫、羽生有希の各氏は、取締役を兼務する予定です。

※本株主総会の決議結果に関しては、2023年5月30日(火)に当社ホームページ内に掲載の予定です。また、株主総会当日の報告事項等に関しましては、2023年6月6日(火)に更新し掲載予定です。ご高覧ください。

当社ホームページ <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

●株主メモ

決 算 期	2月末日
基 準 日	期末配当、定時株主総会 2月末日 中間配当 8月末日 (そのほか必要がある場合には、予め公 告します)
定時株主総会	5月末日までに開催
公 告 方 法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 (アドレス) http://www.aeon.info/ir/
上場証券取引所	東京証券取引所
株主名簿管理人 および特別口座 の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 電 話 照 会 先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

2 未払配当金のお支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

3 マイナンバーについて

株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届けください。証券会社とのお取引がない株主さまは、三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「スマホ招集通知」サービスのご案内

当社では、株主の皆さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンで招集通知・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマホ招集通知」サービスを提供しています。



【「スマホ招集通知」アクセス方法】



左記QRコードからアクセスしてください。

または、<https://p.sokai.jp/8267/>

(半角でご入力ください)



本サービスは、株主さまの利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境等により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。



株主の皆さまへ

第98期定時株主総会資料
(書面交付請求に伴う交付書面への記載を省略した事項)

2023年5月1日

イオン株式会社

証券コード:8267

目 次

■事業報告

- 当社の新株予約権等に関する事項 1頁
- 会社の体制および方針 3頁
- 会社の支配に関する基本方針 6頁

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書 8頁
- 連結注記表 9頁

■計算書類

- 株主資本等変動計算書 30頁
- 個別注記表 31頁

上記事項につきましては、法令及び当初定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

■事業報告

●当社の新株予約権等に関する事項

① 事業年度末日における当社執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数 (普通株式)	保有者数	発行価額	行使価額
第11回新株予約権 (2013年6月21日)	2013年7月21日～ 2028年7月20日	30個	3,000株	1名	1株当たり 1,097円	1株当たり 1円
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	27個	2,700株	1名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円
第16回新株予約権 (2018年6月21日)	2018年7月21日～ 2033年7月20日	88個	8,800株	2名	1株当たり 2,176円	1株当たり 1円
第17回新株予約権 (2019年6月21日)	2019年7月21日～ 2034年7月20日	57個	5,700株	2名	1株当たり 1,618円	1株当たり 1円
第18回新株予約権 (2020年6月21日)	2020年7月21日～ 2035年7月20日	86個	8,600株	4名	1株当たり 2,224円	1株当たり 1円
第19回新株予約権 (2021年6月21日)	2021年7月21日～ 2036年7月20日	42個	4,200株	3名	1株当たり 2,655円	1株当たり 1円
第20回新株予約権 (2022年6月21日)	2022年7月21日～ 2037年7月20日	111個	11,100株	4名	1株当たり 2,001円	1株当たり 1円

※新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する執行役等報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しません。

■取締役(社外取締役を含む)が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権はございません。

■新株予約権の行使の条件(各回共通)

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者と報酬委員会で判断した者を含む)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとしております。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとしております。

② 事業年度中に当社の従業員、子会社の役員および従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 当社の従業員(当該役員在任中の職務執行の対価として交付されたもの)
なし

ロ. 当社の子会社役員および従業員

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第20回新株予約権 (2022年6月21日)	2022年7月21日～ 2037年7月20日	251個	25,100株	20名	1株当たり 2,001円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

●会社の体制および方針

(1) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方

イオンは「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。」という基本理念を全ての企業活動の指針とした経営を追求してきました。

このような価値観に基づき、当社のコーポレートガバナンスのあり方を、以下の5つの基本姿勢を中核とした「コーポレートガバナンス基本方針」として定めています。

i お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化のお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

ii 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

iii 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

iv 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

v 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

- (2) 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項ならびに執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制

【取締役会の決議の概要】

① 監査体制関連事項

- ・内部監査部門は監査委員会の職務の補助を行い、内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ・グループ全体を対象とした内部監査・内部統制の状況およびグループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は、定期的に監査委員会に報告される。
- ・内部監査部門は、重要な会議に出席するほか、執行役等からその職務執行状況の報告を聴取し、監査委員会に報告する。

② 情報保存管理体制

- ・各会議議事録は事務局によって作成・保管され、決裁書は立案者によって保存・管理される。

③ リスク管理体制

- ・リスクマネジメント管掌(リスクマネジメント委員会を招集)を設置し、イオン・マネジメントコミッティ(最高経営会議)のもとにリスクマネジメント体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。
- ・取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規程の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。
- ・財務報告に係る内部統制構築(いわゆる「J-SOX法」への対応)に関し、グループ会社を含め取り組む。

④ 効率的職務執行体制

- ・職務責任権限規程により、各職位の職務および権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

⑤ コンプライアンス体制

- ・遵守すべき規範を定め、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的を実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築する。

⑥ グループ会社管理体制

- ・グループ会社に対して、事業別・機能別に開催する会議体等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行い、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進める。

【運用状況について】

当社は、グループ全体を視野に入れた基本理念に基づく経営により、透明性、公正性を担保し、持続的かつ安定的な経営の実践に努めています。また、これらを実践するための企業統治体制として、指名委員会等設置会社を選択しています。経営の監督と業務執行を明確に分離し、執行役に大幅な権限移譲を行い、迅速な経営の意思決定を実現する体制を整える一方、社外取締役を過半数とする指名委員会・監査委員会・報酬委員会の3委員会を設置し、経営の透明性と客観性を担保しています。

くわえて、取締役会および関係機関が監督・監視・監査を実施することで、内部統制、コンプライアンスおよびリスク管理体制の実効性を高めています。

監査体制については、監査委員全員を独立社外取締役とすることで、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行っています。また、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、グループ各社の常勤監査役および内部監査部門や会計監査人と連携して内部監査を行うほか、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

コンプライアンス体制については、従業員へのコンプライアンス意識の浸透・醸成を図るための研修を定期的に実施するとともに、法令違反や反倫理行為の未然防止および早期発見を目的として、当社および社外連絡先を窓口とする内部通報制度を2004年度より稼働させ、グループ全体のコンプライアンスの推進および課題解決に取り組んでいます。グループの内部通報制度の整備拡充として、2020年に国内各社を対象とした弁護士事務所通報窓口（役員が関与する不正行為専用窓口）を設置し、2021年には、海外（中国・アセアン他）各社に対象を拡大しました。

情報保存管理体制については、情報の適切な保存・管理および漏洩防止のため「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」等の各種社内規程を整備し、情報管理および機密情報漏洩の防止に努めています。

リスク管理体制については、リスクマネジメント管掌を配置し、リスクマネジメント管掌を委員長とするリスクマネジメント委員会を開催しています。同委員会では、リスクアセスメント等により優先順位の高いリスクを抽出したうえで、対応およびその効果について進捗管理を実施し、イオン・マネジメントコミッティにリスク管理状況および対応を報告・提案しています。2022年度は、リスクマネジメント委員会を起点に引き続き子会社のガバナンス強化を最重要施策と位置づけ取り組みを進めました。子会社のガバナンス強化策では、子会社取締役会の実効性強化、子会社および孫会社を含むリスクマネジメント体制の整備、実効性向上に取り組んでまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の対応として、2020年度に策定した「イオン新型コロナウイルス防疫プロトコル」を昨年度に続き改定し、安全・安心を確保すべく取り組みを進めてまいりました。今後、更に影響度の高いリスクについては、部門横断のタスクフォースを編成し、リスクの予知・予見・予防に努めてまいります。

反社会的勢力の排除に向けては、取引を含め、社内規程の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応しています。

財務報告に係る内部統制構築においては、経営者が信頼性のある財務報告を作成する方針等を明確に示し、方針や指示が財務報告の作成に関連する連結子会社に伝達される体制の整備を行うなどグループ会社と一体となって取り組んでいます。また、運用状況については、経営監査室により確認されています。

グループ会社管理に関しては、当社が管理する事業毎の方針や予算について事業別・機能別に開催する会議体等を通じて、グループ共通の重要課題の審議や情報共有を行っています。特に重要な案件については、イオン・マネジメントコミティ等で協議して持株会社としての意思決定をするとともに施策と数値の進捗管理をしています。また、国内主要グループ会社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的実施したほか、グループ横断的な会議を通じて、基本理念に基づく経営に向けた施策推進・情報共有等を進めています。

●会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容およびその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし最もお客さま志向に徹する企業集団であり、小売業と関連産業を通してお客さまのより豊かな生活に貢献すべく、事業を展開してまいりました。お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めており、この理念が企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同士・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものです。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、上記の企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

② 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所（証券取引所）に上場され自由な売買が可能です。万一短期的な利益を追求するグループ等による買収が開始されて不正な買収提案がなされると、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものですが、買収提案のあった際に、株主の皆さまが、十分かつ正確な情報と十分な時間のもとにご判断いただけるように十分な資料提供をするよう所定の手順をふむことを求めるとともに、明らかに株主一般の利益を害すると判断される買収行為には対策を講じることができるよう、「当社株式の大量取得行

為に関わる対応方針(買収防衛策)継続の件]を2021年5月26日開催の第96期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20%以上の株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者の概要、取得対価の算定根拠、買収方法、買収資金源、買収後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの買収ルールへの遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家1名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報(追加提供を求める場合にも意向表明書受領日から60日以内の日を最終回答期限とします)をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重したうえで、所定の評価期間(60日間または90日間)内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会および独立委員会においては、判断の客観性をさらに高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売抜けが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合には、所定の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることとします。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただかなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施していきますが、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に十分に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしていきます。

なお、この買収防衛策の有効期間は2024年5月に開催予定の定時株主総会の終結時までです。

③ 上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者の概要だけでなく、資金面の背景および資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買収後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念(上記基本方針)に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、独立社外取締役が過半数である当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

[連結]

■連結計算書類

●連結株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年3月1日残高	220,007	296,285	415,503	△34,030	897,766
会計方針の変更による累積的影響額			5,602		5,602
会計方針の変更を反映した当期首残高	220,007	296,285	421,106	△34,030	903,369
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△30,728		△30,728
親会社株主に帰属する当期純利益			21,381		21,381
自己株式の取得				△17	△17
自己株式の処分		△8,294		11,112	2,817
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		11,676			11,676
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	3,382	△9,347	11,094	5,129
2023年2月28日残高	220,007	299,667	411,758	△22,936	908,498

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2022年3月1日残高	47,335	△1,187	17,512	△3,995	59,665	1,290	853,701	1,812,423
会計方針の変更による累積的影響額								5,602
会計方針の変更を反映した当期首残高	47,335	△1,187	17,512	△3,995	59,665	1,290	853,701	1,818,025
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△30,728
親会社株主に帰属する当期純利益								21,381
自己株式の取得								△17
自己株式の処分								2,817
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								11,676
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△5,623	1,445	28,312	278	24,412	△116	122,781	147,077
連結会計年度中の変動額合計	△5,623	1,445	28,312	278	24,412	△116	122,781	152,206
2023年2月28日残高	41,711	257	45,825	△3,716	84,077	1,173	976,482	1,970,232

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数……301社

主要な連結子会社の名称：

イオンリテール(株)、イオン九州(株)、イオン北海道(株)、(株)サンデー、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)、マックスバリュ東海(株)、(株)フジ、ミニストップ(株)、ウエルシアホールディングス(株)、イオンフィナンシャルサービス(株)、イオンクレジットサービス(株)、(株)イオン銀行、イオンモール(株)、(株)イオンファンタジー、イオンディライト(株)、(株)コックス、(株)ジーフット、(株)キャンドゥ、AEON CO. (M) BHD、AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.、AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

(2)非連結子会社の数……9社

非連結子会社の名称：

(株)フジモーターズ、(株)フジ・ハートデリカ、(株)フジ・ハートクリーン、(株)フジファーム、(株)FNクリーン、(株)フジ・レンタルリース、(株)フジすまいるファーム飯山、ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用関連会社の数……27社

主要な会社の名称：

(株)ベルク、(株)いなげや、(株)メディカルー光グループ、イオンリート投資法人、(株)タカキュー、(株)やまや

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（(株)フジモーターズ他13社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3)持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金等を考慮して貸付金等の消去及び流動負債その他を計上しております。

1-3. 連結の範囲の変更

(1)以下の28社を新たに連結子会社としております。

設立：イオンウエルシア九州(株)、ACS DIGITAL BERHAD、AEON ASSET MANAGEMENT (THAILAND) CO.,LTD.、AEON MALL HANGDONG (HANGZHOU) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.、AEON MALL (WUHANJIANGXIA) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.、蘇州市越永物業服務有限公司、AEON COMMERCIAL ASSET MANAGEMENT ASIA PTE.LTD.

株式取得：

(株)コクミン、(株)フレンチ、(株)ふく薬品、浙江嘉来健康管理有限公司、浙江美特来物業管理有限公司、(株)東京イースト獣医協会動物医療センター

株式交換：

(株)フジ、(株)フジ・リテイリング、フジ・TSUTAYA・エンターテイメント(株)、(株)フジマート、(株)フジマート四国、(株)ニチエー、(株)サニーTSUBAKI、(株)フジデリカ・クオリティ、(株)フジファミリーフーズ、(株)フジ・

[連結]

カードサービス、(株)フジ・スポーツ&フィットネス、(株)フジ・アグリフーズ、(株)西南企画、(株)フジセキュリティ、(株)フジ・トラベル・サービス

(2)以下の13社を連結の範囲から除外しております。

合併：金光薬品(株)

清算：白子商業開発(株)、Qingdao Ministop Co.,Ltd.、(株)中合友の会、イオンエブリ(株)、Aeon Maxvalu (Jiangsu) Co.,Ltd.、AEON Micro Finance (Tianjin) Co.,Ltd.、U COM MALAYSIA SDN.BHD.、イオンドットコム(株)、COX (BEIJING) TRADE CO.,LTD.

売却：MINISTOP KOREA CO.,LTD.、丸悦(香港)有限公司、丸悦(無錫)商貿有限公司

1-4. 社名変更

以下の3社は当連結会計年度において、社名変更しております。

永旺永樂(中国)投資有限公司

(旧社名：永旺永樂(中国)物業服務有限公司)

イオンネクスト(株)

(旧社名：イオンネクスト準備(株))

AEON INSURANCE BROKERS (M) SDN.BHD.

(旧社名：Insurepro Sdn.Bhd.)

1-5. 持分法の適用の範囲の変更

(1)以下の2社を新たに持分法適用関連会社としております。

株式交換：

(株)レデイ薬局

株式取得：

蘇州高鉄新城物業管理有限公司

(2)以下の1社を持分法適用関連会社から除外しております。

連結子会社へ移行：

(株)フジ

1-6. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1)連結子会社の決算日は以下を除き、連結決算日と一致しております。

AFSコーポレーション(株)他11社

…………… 3月31日

TASMANIA FEEDLOT PTY. LTD.

…………… 6月30日

(株)アクシス

…………… 8月31日

AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.他104社

…………… 12月31日

(2)上記に記載した119社のうち、AFSコーポレーション(株)他18社については、連結決算日から3ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえ連結しております。また、他の100社については、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行ったうえ連結しております。

1-7. 会計処理基準に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……………移動平均法による原価法

(2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

主として売価還元平均原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であります。一部の国内連結子会社は主に移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

② 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法(貸借対照表価額

については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4)固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

主として経済的耐用年数に基づく定額法
各資産別の主な耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物及び構築物

（営業店舗）	20～39年
（事務所）	30～50年
（建物附属設備）	2～18年
（構築物）	2～44年
工具、器具及び備品	2～20年
その他	
（車両運搬具）	4～6年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年以内）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国内連結子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

- ④ 使用権資産（有形固定資産その他）

在外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

(5)重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、総合金融事業を営む一部の在外子会社では国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

なお、銀行業を営む連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、主として次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③ ポイント引当金

一部の連結子会社が実施するポイント制度において、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

一部の連結子会社は、店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑥ 偶発損失引当金

一部の国内連結子会社は、将来発生する可能性のある偶発損失に備え、偶発事象毎に個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

金融サービス業を営む一部の連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

小売事業を営む一部の連結子会社は、店舗及びネットスーパー等のEコマースにおいて、主に食品、日用品、衣料品、医薬品、雑貨等の商品

の販売を行っており、顧客に対して当該商品の引渡を行う履行義務を負っております。店舗での商品の販売については、通常、商品を引き渡した時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。なお、これらの商品の販売のうち、消化仕入等、当社の連結子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。Eコマースでの商品の販売については、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、当該商品の出荷時に収益を認識しております。

② ポイント制度に係る収益認識

一部の連結子会社が実施するポイント制度においては、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

③ 商業施設の運営に係る収益認識

ディベロッパー事業を営む一部の連結子会社は、テナントとの出店契約に基づき、当該連結子会社が運営する商業施設の管理者として、施設管理業務、設備に関する維持管理業務、テナントの便益となる販売促進活動等を実施する履行義務を負っております。これらのサービスは、履行義務の充足につれてテナントへサービスが提供されるため、テナントとの契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。なお、顧客との出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づき収益を認識しております。

④ 金融サービスに係る収益認識

金融事業を営む一部の連結子会社は、クレジットカード業務、電子マネー業務、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務等の金融サービスに係る役務の提供を行っており、顧客に対して当該役務の提供を行う履行義務を負っております。これらの役務の提供については、主に約束した財又はサービスを顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

(7)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(9)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨建取引等

通貨スワップ…外貨建借入金

金利スワップ…借入金及び社債

③ ヘッジ方針

為替予約及び通貨スワップは為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認を得て行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

〔LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い〕を適用しているヘッジ関係

上記のヘッジ関係のうち、〔LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い〕（実務対応報告第40号 2020年9月29日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金及び社債
ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定
するもの

(10)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間等（5年～20年）で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。のれんが発生した主な会社別の当初金額と償却期間は次のとおりであります。

イオンモール(株)：55,625百万円 20年
(旧(株)ダイヤモンドシティ)
ウエルシアホールディングス(株)：
54,024百万円 20年
オリジン東秀(株)：41,903百万円 20年
(株)イオン銀行：21,810百万円 20年

(11)責任準備金の積立方法

保険契約準備金の大部分を占める責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方法により計算しています。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（1996年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

1－8. 追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、中長期的な企業価値向上をはかることを目的とし、信託型従業員持株インセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」（以下「ESOP信託」といいます。）を導入しております。

ESOP信託に関する会計処理については、総額法を適用しており、ESOP信託が所有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末において、総額法の適用により計上されている自己株式の帳簿価額は4,936百万円、2,136,600株、長期借入金（1年内返済予定含む）の帳簿価額は5,850百万円であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

2－1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

① 代理人取引に係る収益認識

消化仕入等の代理人取引に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益をその他の営業収益に計上しております。

② ポイント制度に係る収益認識

当社の一部の連結子会社が実施するポイント制度において、従来は、その制度の内容に応じて、付与したポイントの利用により発生する費用負担に備え、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上する方法のほか、ポイント残高を預り金として流動負債のその他に計上し、その付与額を販売費及び一般管理費として計上する方法を採用しておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取

扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に削減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は233,706百万円減少、その他の営業収益は55,388百万円増加、営業収益は178,318百万円減少、売上原価は129,097百万円減少、営業利益は820百万円増加、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,706百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は5,602百万円増加しております。なお、前連結会計年度末の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」の一部、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」及び「預り金」の一部、「固定負債」に表示していた「商品券回収損失引当金」を、当連結会計年度より「契約負債」として「流動負債」に表示しております。

2-2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

3-1. 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「災害による損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「特別損失」に区分掲記することとしております。また、「特

別損失」に区分掲記しておりました「固定資産売却損」は金額的重要性が乏しくなったため、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度にかかる連結計算書類にその額を計上した項目であって、見積り特有の不確実性により、翌連結会計年度にかかる連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の感染状況や収束時期等を正確に予測することは困難であります。当社グループの事業への影響は主に2023年3月以降、感染症の抑制と経済活動の両立が進み、正常化に向かうものと仮定して会計上の見積りに反映しております。

4-1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	3,301,444
無形固定資産	356,026
投資その他の資産 その他 ※	128,272

※投資その他の資産の「その他」に含まれる長期前払費用であります。

なお、連結損益計算書に計上された減損損失の詳細については、「6. 連結損益計算書に関する注記6-4. 減損損失」に記載のとおりであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な固定資産として、ショッピングセンターをはじめ、様々な業態の商業施設を国内外に保有しております。連結貸借対照表に計上された固定資産の減損の検討及び金額の算出における、資産のグルーピングの方法及び回収可能価額の算定方法、並びに減損

損失の認識に至った経緯については、「6. 連結損益計算書に関する注記 6-4. 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、海外の資産グループについては、国際財務報告基準に準拠した方法によっております。

② 主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、テナント賃料や稼働率の予測、売上原価、人件費や家賃、光熱費等の販売管理費の変動予測等に、店舗の周辺環境の変化や人口動態、原材料価格や物流コストの変動及び店舗のリニューアル、テナントの出退店、販促活動等を考慮して織り込んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向、国内外の感染症の動向やその影響等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4-2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
繰延税金資産	145,431

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の計上にあたっては、当社及び連結子会社の各社において、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかで回収可能性を判断し、当該効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の算出に用いる税率は、期末日時点において制定、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、一時差異が解消する又は繰越欠損金を使用される期に適用されると予想される税率を用いております。

② 主要な仮定

将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかの判断については、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかで判断しておりますが、その過程において、将来の一時差異等加減算前課税所得の金額及び発生時期の見積り、一時差異の解消時期の見積り等の一定の見積りを行っております。これらの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、当社グループ内で用いている予算、過去の実績、将来の経営環境のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により見込まれる効果等を考慮して算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向、国内外の感染症の動向やその影響等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の

変更のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により、課税所得の見積額や税効果の企業分類等に変更が生じ、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額が発生する可能性があります。また、税制改正等により適用する実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4-3. 貸倒引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
貸倒引当金（流動資産）	129,109

なお、連結貸借対照表に計上された金融商品にかかる貸倒引当金の金額の内訳については、「8. 金融商品に関する注記」に記載のとおりであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な債権として、総合金融事業を営む当社の一部の連結子会社の扱うクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービスに伴う営業債権を保有しており、当該営業債権等の貸倒れによる損失に備えて貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の算出方法は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (5)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金」に記載のとおりであります。

② 主要な仮定

総合金融事業の営業債権については、商品種類や返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。また、予想信用損失に基づく減損モデルを適用している一部の在外子会

社の将来予測においては、過去の貸倒実績とマクロ経済指標等の相関関係及びその見通しに関する仮定を含んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、各国の経済環境等の予測を大きく上回る変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、総合金融事業の営業債権を含む金融商品のリスクの内容やリスク管理体制については、「8. 金融商品に関する注記」に記載していません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

5-1. 有価証券の内訳

銀行業における有価証券	460,545百万円
銀行業における買入金銭債権	22,534百万円
保険業における有価証券	18,134百万円
その他	7,008百万円
合計	508,223百万円

5-2. 棚卸資産の内訳

商品	585,593百万円
原材料及び貯蔵品	11,114百万円
合計	596,708百万円

5-3. 有形固定資産減価償却累計額

3,149,263百万円

5-4. 担保に供している資産及び対応する債務

(1)担保に供している資産

建物等	39,377百万円
土地	24,406百万円
有価証券	34,657百万円
売掛金及び営業貸付金	4,905百万円
合計	103,346百万円

(2)対応する債務	
短期借入金	36,779百万円
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	63,585百万円
預り保証金（1年内返済予定分を含む）	1,293百万円
固定負債 その他	327百万円
合計	101,985百万円

5-5. 宅地建物取引業法に基づき担保に供している資産

投資有価証券	15百万円
差入保証金（1年内返済予定分を含む）	25百万円
合計	40百万円

5-6. 銀行業を営む連結子会社が為替決済等の担保に供している資産

現金及び預金	15百万円
差入保証金	45,000百万円
合計	45,015百万円

5-7. 営業貸付金

金融サービス業を営む連結子会社の営業債権であります。

5-8. 銀行業における貸出金

銀行業を営む連結子会社の貸出金であります。

5-9. 貸出コミットメント

(1)金融サービス業又は銀行業を営む連結子会社は、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	10,375,870百万円
貸出実行額	526,940百万円
差引：貸出未実行残高	9,848,930百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、当該貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(2)銀行業を営む連結子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、16,857百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が1,692百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当該連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、合同運用指定金銭信託に対する流動性補充のため、極度貸付に関する契約を締結しております。当契約の融資未実行残高は50,992百万円であり、1年以内に融資実行の可能性があるものは、16,516百万円あります。当契約はリファイナンス時の一時的な資金調達力の低下を回避することを目的としております。また、契約上、融資実行については、選択権が付与されており、貸出実行が約束されているものではありません。

5-10. 保証債務等

(1)債務保証	41,576百万円
---------	-----------

主に、連結子会社が営む一般顧客向け信用保証業務に係るものであります。

(2)経営指導念書等

当社は、一部の関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入しております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号)に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

6. 連結損益計算書に関する注記

6-1. 売上総利益

売上高から売上原価を控除した金額であります。

6-2. 営業総利益

営業収益合計から営業原価合計を控除した金額であります。

6-3. 関係会社株式売却益

主に連結子会社であったMINISTOP KOREA CO.,LTD.の株式譲渡によるものであります。

6-4. 減損損失

当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

①GMS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	80	2,852
		関東	112	5,114
		中部	34	2,119
		西日本	95	6,516
		遊休資産	土地	北日本他
合計			324	16,605

②SM事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	42	116
		関東	421	6,151
		中部	127	1,125
		西日本	193	6,929
	建物等	ベトナム 社会主義共和国	15	8
遊休資産	土地及び建物等	西日本	33	18
合計			831	14,349

③DS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	関東	35	206
		中部	6	335
合計			41	541

④ヘルス&ウエルネス事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	21	790
		関東	119	947
		中部	60	1,732
		西日本	186	2,591
—	のれん	関東	—	60
合計			386	6,123

⑤総合金融事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	6	8
		関東	25	193
		中部	12	18
		西日本	23	60
		マレーシア	—	133
		タイ王国	—	362
合計			66	777

⑥ディベロッパー事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	4	4,845
		関東	3	81
		中部	3	14
		西日本	2	116
	建物等	中華人民共和国	3	2,714
合計			15	7,773

⑦サービス・専門店事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	91	282
		関東	218	950
		中部	73	591
		西日本	149	591
	建物等	中華人民共和国他	94	1,199
遊休資産	建物等	フィリピン共和国	—	6
合計			625	3,622

⑧国際事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	中華人民共和国	42	619
		マレーシア	5	657
		タイ王国	3	18
合計			50	1,295

⑨その他の事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	関東	4	111
		西日本	5	69
合計			9	181

(2)減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が

立っていない国内の資産グループについては、資産グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、海外の資産グループについては割引後将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	31,654
土地	1,797
工具、器具及び備品	8,933
のれん	60
リース資産	5,140
その他※	3,682
合計	51,269

※その他には、無形固定資産、投資その他の資産の「その他」に含まれている長期前払費用を含んでおります。

(4)資産のグルーピングの方法

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値もしくは、正味売却価額（国内の資産グループ）又は処分コスト控除後の公正価値（海外の資産グループ）のいずれか高い金額により測定しております。正味売却価額及び処分コスト控除後の公正価値は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除することにより算定しておりますが、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準又は固定資産税評価額等を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しており、処分費用見込額には建物解体等の原状回復費等、取引先に対する退店違約金等を織り込んでおります。

また、使用価値は、見積もられた将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、その際に用いられる税引前の割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積り値から乖離するリスクの両方を反映したものとして、負債資本コストと株主資本コストを加重平均した店舗の所属する国・地域等に応じた資本コストを使用して、一部の連結子会社においては、その算定ロジックについて必要に応じて企業価値評価の専門家の助言を得ています。割引率については、主として3.4%～22.4%を使用しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

7-1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	普通株式	871,924	—	—	871,924	
自己株式 (うち従業員持株ESOP信託)	普通株式	25,207 (3,313)	6 (—)	8,134 (1,176)	17,080 (2,136)	注1、2

注1：当連結会計年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

注2：当連結会計年度減少自己株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権の行使、公益財団法人イオンワンパーセントクラブの社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

7-2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(1-1) 2022年4月8日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	15,302百万円
②配当の原資	利益剰余金

③1株当たり配当額	18円
④基準日	2022年2月28日
⑤効力発生日	2022年5月2日
(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2022年2月28日基準日：3,313,300株)に対する配当金が含まれております。	

(1-2) 2022年10月5日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	15,426百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	18円
④基準日	2022年8月31日
⑤効力発生日	2022年10月28日
(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2022年8月31日基準日：2,691,900株)に対する配当金が含まれております。	

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年4月12日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	15,427百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	18円
④基準日	2023年2月28日
⑤効力発生日	2023年5月2日
(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2023年2月28日基準日：2,136,600株)に対する配当金が含まれております。	

7-3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第11回新株予約権	普通株式	9
第13回新株予約権	普通株式	2
第15回新株予約権	普通株式	13
第16回新株予約権	普通株式	36
第17回新株予約権	普通株式	23
第18回新株予約権	普通株式	19
第19回新株予約権	普通株式	17
第20回新株予約権	普通株式	34
合計		155

8. 金融商品に関する注記

8-1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心として、総合金融、ディベロップ、サービス等の各事業を複合的に展開しています。これらの事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

また、総合金融事業を営む連結子会社はクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っており、銀行業及び保険業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。

当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流

動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため、短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。なお、一部の連結子会社は在外子会社であり外貨ベースで事業を行っております。

このように、総合金融事業は主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ALM：アセット・ライアビリティ・マネジメント）を実施しております。

当社グループにおけるデリバティブ取引は、主として、資金調達に伴う金利変動リスクや為替変動リスク、事業活動上生じる金融取引の市場リスクを回避することを目的として行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

銀行業における有価証券は、外国証券及び債券・株式等であり、それぞれ発行体等の信用リスク及び市場リスク等に晒されております。

銀行業における貸出金及び営業貸付金は、主として個人及び事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建の営業債権及び債務は為替の変動リスクに晒されております。

銀行業における預金は、銀行業を営む国内連結子会社の顧客からの預金であり、金融情勢の変動や一定の環境下で当該連結子会社が市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化等により、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、

金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、長期借入金、社債及びリース債務は主に営業取引、設備投資及び株式取得に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための先物為替予約取引及び通貨スワップ取引や短期借入金、長期借入金、社債及び市場性のある債券に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規程に従い、受取手形及び売掛金等の営業債権について、営業部門及び経理財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を

把握するとともに、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、リスク量として主にバリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「VaR」という。）を計測し、定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定する等保全措置を講じております。

デリバティブの利用にあたっては、取引金融機関を国際的に信用の高い相手先に限定し、かつ取引契約締結額も相手先の信用状況を常時把握していることから、信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金及び社債等に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債権及び債務に係る為替変動リスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認後、所管部署が実行と残高の把握及び管理を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの所在、規模等を把握し、適切な市場リスク管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業

務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有する全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にVaRを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、VaRが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

総合金融事業を営む連結子会社は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

(4)総合金融事業における市場リスクの定量的情報等について

総合金融事業で銀行業を営む国内連結子会社における市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2023年2月28日現在の金額は17,698百万円であります。なお、在外子会社並びに一部国内子会社については、当該影響額が限定的であることから、市場リスクの計測は実施しておりません。

ただし、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市

場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該時価が異なることもあります。また、「8-2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

8-2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（(注)をご参照下さい。）また、現金は注記を省略しており、預金、コールローン、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)受取手形及び売掛金 貸倒引当金等(※1)	1,877,761 △85,160		
	1,792,600	1,819,046	26,446
(2)有価証券			
①銀行業における有価証券	460,545	460,545	—
②銀行業における買入金銭債権	22,534	22,534	—
③保険業における有価証券	18,134	18,134	—
④その他	7,008	7,008	—
	508,223	508,223	—
(3)営業貸付金 貸倒引当金(※1)	502,737 △60,107		
	442,630	442,826	196
(4)銀行業における貸出金 貸倒引当金(※1)	2,462,327 △6,020		
	2,456,306	2,485,625	29,318
(5)投資有価証券 関係会社株式等 その他有価証券	69,540 168,350 237,890	91,294 168,350 259,645	21,754 — 21,754
(6)差入保証金 (1年内償還予定分を含む) 貸倒引当金(※1)	418,366 △2,827		
	415,539	395,532	△20,006
資産計	5,853,190	5,910,899	57,708
(1)銀行業における預金	4,392,204	4,392,449	244
(2)社債 (1年内償還予定分を含む)	1,073,461	1,026,842	△46,619
(3)長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	1,504,203	1,499,669	△4,534
(4)リース債務 (流動及び固定負債)	358,579	369,314	10,735
(5)長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	274,351	271,634	△2,717
負債計	7,602,801	7,559,909	△42,891
デリバティブ取引(※2)	7,269	7,269	—

(※1) 受取手形及び売掛金、営業貸付金、銀行業にお

ける貸出金及び差入保証金に係る貸倒引当金並びに割賦利益繰延(流動負債)を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「(2)有価証券」及び「(5)投資有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等(※1)	26,057

(※1) 非上場株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

8-3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
銀行業における有価証券	83,211	132,867	22,118	238,196
銀行業における買入金銭債権	-	-	22,534	22,534
保険業における有価証券	-	2,398	-	2,398
投資有価証券				
其他有価証券	159,219	472	8,607	168,299
資産計	242,431	135,738	53,260	431,430
デリバティブ取引	-	7,269	-	7,269

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第26項に基づき、経過措置を適用した投資信託は上表には含まれておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は238,135百万円であります。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	-	118,069	1,700,977	1,819,046
有価証券				
其他	-	7,008	-	7,008
営業貸付金	-	382	442,443	442,826
銀行業における貸出金	-	-	2,485,625	2,485,625
投資有価証券				
関係会社株式等	91,294	-	-	91,294
差入保証金				
(1年内償還予定分を含む)	-	395,532	-	395,532
資産計	91,294	520,991	4,629,046	5,241,333
銀行業における預金	-	4,392,449	-	4,392,449
社債				
(1年内償還予定分を含む)	-	1,026,842	-	1,026,842
長期借入金				
(1年内返済予定分を含む)	-	1,499,669	-	1,499,669
リース債務				
(流動及び固定負債)	-	369,314	-	369,314
長期預り保証金				
(1年内返済予定分を含む)	-	271,634	-	271,634
負債計	-	7,559,909	-	7,559,909

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

受取手形及び売掛金

金融サービス業を営む連結子会社の売掛金の時価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト(経費率)を加味した利率で割り引いて算定しております。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。金融サービス業以外の連結子会社の受取手形及び売掛金の時価は短期間で決済さ

れるため、帳簿価額を時価としております。

有価証券、投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。債券及び買入金銭債権のうち、取引所の価格及び取引金融機関等から提示された相場価格があるものは当該価格を時価とし、国債等はレベル1の時価、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。相場価格が入手できないものは主にレベル3の時価に分類しております。

営業貸付金

営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに、保証料率、期限前返済率、倒産確率、回収率を反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートで割り引いて算定しております。算定に当たり、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

銀行業における貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を、市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組貸出については、オプション価格モデル等を用いて、元利金の合計額を市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて、時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているた

め、時価は決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

負債

銀行業における預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

社債は市場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップは、市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理

の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、リスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを、対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所取引は取引所等における最終の価格をもって時価とし、店頭取引は割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。店頭取引については、取引相手方及び当社グループの信用リスクに関する調整(CVA、DVA)を行っております。取引所取引については主にレベル1の時価、店頭取引については、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価のいずれかに分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

9-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、全国主要都市を中心に賃貸商業施設等を有しております。

9-2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
1,341,000	1,804,783

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

10. 収益認識に関する注記

10-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：百万円)

	報告セグメント					総合金融
	GMS	SM	DS	ヘルス&ウエルネス		
商品売上高	3,010,294	2,535,097	374,460	1,147,265	-	
サービス収入等	37,355	53,507	7,302	491	2,349	
顧客との契約から生じる収益	3,047,649	2,588,604	381,762	1,147,757	2,349	
その他の収益(注)3	121,535	38,972	884	1,183	400,691	
外部顧客への営業収益	3,169,185	2,627,577	382,646	1,148,940	403,040	

	報告セグメント				その他(注)1
	ディベロッパー	サービス・専門店	国際	計	
商品売上高	3	433,173	425,275	7,925,570	1,907
サービス収入等	126,728	139,461	35,702	402,898	2,925
顧客との契約から生じる収益	126,732	572,635	460,978	8,328,469	4,833
その他の収益(注)3	233,709	1,752	32,400	831,129	0
外部顧客への営業収益	360,441	574,387	493,378	9,159,599	4,833

	合計	調整額 (注) 2	連結 損益 計算書 計上額
商品売上高	7,927,477	34,233	7,961,711
サービス収入等	405,824	△82,142	323,682
顧客との契約から生じる収益	8,333,302	△47,908	8,285,394
その他の収益 (注) 3	831,129	299	831,429
外部顧客への 営業収益	9,164,432	△47,608	9,116,823

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デジタル事業等を含んでおります。

- 2 「調整額」の区分は、当該事業セグメントの業績表示に適した取引について組み替えている調整額及び、事業セグメントに帰属しない本社、商品供給等を行っている会社の収益であります。
- 3 「その他の収益」は主に「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく定期借家テナント賃料や「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づくカードキャッシング利息等であります。

10-2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10-3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 109,031百万円
連結貸借対照表上、「受取手形及び売掛金」に計上しております。

契約負債 243,376百万円

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務に配分した取引価格は、主に商品券、ポイント、テナントとの出店契約に基づく共益費収入等であります。商品券は使用されるにつれて主に今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。ポイントは履行義務の充足に応じて今後2年の間で収益を認識することを見込んでおります。テナントとの出店契約に基づく共益費収入等は、実際の契約期間に応じて収益を認識します。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,161円12銭
1株当たり当期純利益金額	25円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	25円 7銭

(注) 算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	21,381百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	21,381百万円
普通株式の期中平均株式数	851,630,958株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額の算定に用いられた親会社株主に 帰属する当期純利益調整額	△25百万円
普通株式増加数 (うち新株予約権)	165,820株 (165,820株)

普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に従業員持株ESOP信託が保有する当社株式2,136,600株を含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、2,739,154株であります。

■ 計算書類

● 株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
2022年3月1日残高	220,007	316,894	8,348	325,243	11,770	3,960	65,500	14,259	95,489
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩高						△136		136	—
別途積立金の取崩高							△20,000	20,000	—
剰余金の配当								△30,728	△30,728
当期純利益								17,739	17,739
自己株式の取得									
自己株式の処分			△8,294	△8,294					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△8,294	△8,294	—	△136	△20,000	7,147	△12,989
2023年2月28日残高	220,007	316,894	54	316,949	11,770	3,823	45,500	21,406	82,499

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2022年3月1日残高	△33,966	606,774	46,661	△367	46,293	308	653,377
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩高			—				—
別途積立金の取崩高			—				—
剰余金の配当		△30,728					△30,728
当期純利益		17,739					17,739
自己株式の取得	△17	△17					△17
自己株式の処分	11,112	2,817					2,817
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			6,675	588	7,263	0	7,264
事業年度中の変動額合計	11,094	△10,189	6,675	588	7,263	0	△2,925
2023年2月28日残高	△22,871	596,585	53,336	220	53,557	309	650,452

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

②デリバティブ

……時価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

……経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の耐用年数として以下の年数を採用
しております。

建 物

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

構 築 物 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

……定額法

③長期前払費用

……定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

……従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

③退職給付引当金（前払年金費用）

……従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

④投資等損失引当金

……関係会社等に対する投資等に伴う損失に備え、当該会社の実情を勘案し、株式等の実質価額の低下額を固定資産の投資その他の資産にて、投資先の債務超過相当額のうち当社負担見込額を固定負債にてそれぞれ計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は、純粋持株会社として投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。当社の主な収益は、関係会社受取配当金及び関係会社受入手数料となっております。このうち関係会社受入手数料は、契約に基づき概ね一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識しております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②ヘッジ会計の方法は次によっております。

ヘッジ会計の方法

……原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについて

ては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

……（ヘッジ手段） （ヘッジ対象）
 為替予約 ……外貨建金銭債権債務
 金利スワップ……借入金及び社債

ヘッジ方針

……為替予約は為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役の承認を得て行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6)表示方法の変更

前事業年度において、「営業外収益」に区分表示しておりました「投資事業組合運用益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(7)追加情報

（従業員持株ESOP信託に関する会計処理方法）
 連結計算書類に当該注記をしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識する

こととしております。なお、計算書類に与える影響は軽微です。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日。）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式等の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円未満切捨)

	当事業年度
関係会社株式（注1）	482,575
関係会社出資金（注1）	77,186
投資等損失引当金（投資その他の資産）	△12,002
投資等損失引当金（固定負債）	100,665

(注1) 貸借対照表計上額のうち、市場価格のないものを記載しております。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、純粋持株会社として、関係会社の株式等を保有することにより、投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。市場価格のない関係会社株式の評価にあたっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。実質価額は、関係会社の直近の1株当たりの実質純資産額に所有株式数を乗じた金額とし、著しい低下とは実質価額が簿価に比べて50%以上低下した場合としております。また、関係会社株式の実質価額が著しく低下してい

る状況には至っていないものの、実質価値がある程度低下した場合、または、関係会社株式の実質価値が著しく低下したものの、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられたため、直接減額は行わなかった場合に、実質価値の見積りや回復する可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがあることを鑑み、健全性の観点から、このリスクに備えて投資その他の資産に投資等損失引当金を計上しております。

また、関係会社が債務超過の状況にある場合には、当該債務超過額のうち当社負担見込額を固定負債の投資等損失引当金として計上することとしております。

②主要な仮定

関係会社株式の実質価値の算定にあたり、投資先である関係会社の実質純資産額は、関係会社の資産等の時価評価に基づく評価差額の他、超過収益力、当社グループ内での経営統合や事業再編により見込まれる効果やコントロールプレミアム等を加味して算定しております。回復可能性の判断については、関係会社の概ね5年後の1株当たり純資産見込額が、関係会社株式の1株当たり簿価を上回るかどうかで判断しております。関係会社の将来の純資産見込額は、主として経営者により承認された中長期計画の数値等を基礎として算定しており、中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、商品原価、人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等に、将来の市場環境や経営環境の変化を考慮して織り込んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、連結計算書類の会計上の見積りに関する注記をご参照下さい。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、著しい経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、投資先である関係会社の実質純資産額、将来の純資産見込額の見積りの見直し

が必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の評価損等が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

19,966百万円

(2)保証債務等

経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

(3)関係会社に対する金銭債権債務額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権額 21,126百万円

短期金銭債務額 143,087百万円

(4)預り金

当社は、関係会社の余裕資金の有効活用を目的とし、一部の関係会社との間で金銭消費寄託契約を締結しております。当該契約により寄託された金額（期末残高141,279百万円）を預り金に計上しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 56,983百万円

営業取引以外の取引高 4,990百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	25,125	6	8,134	16,998	注1、2、3

- (注1) 当期末株式数には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式2,136千株を含めて記載しております。
- (注2) 当期増加株式数は、単元未満株式6千株の買取りによるものであります。
- (注3) 当期減少株式数は、従業員持株ESOP信託へ売却1,176千株、新株予約権の行使57千株、公益財団法人イオンワンパーセントクラブの社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分6,900千株、及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡0千株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		86百万円
未払事業税		54百万円
未確定債務		40百万円
有形固定資産		15百万円
貸倒引当金		18百万円
投資有価証券及び関係会社株式	55,809百万円	
投資等損失引当金	34,363百万円	
税務上の繰越欠損金	6,682百万円	
その他	296百万円	
		<hr/>
繰延税金資産小計		97,367百万円
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額		△6,682百万円
将来減算一時差異の合計に係る		
評価性引当額		△62,194百万円
		<hr/>
評価性引当額小計		△68,877百万円
繰延税金資産合計		<hr/> <hr/> 28,490百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△1,677百万円
グループ法人税制に基づく		
投資有価証券売却益		△1,346百万円
その他有価証券評価差額金		△23,123百万円
繰延ヘッジ損益		△96百万円
その他		△10百万円
		<hr/>
繰延税金負債合計		△26,255百万円
繰延税金資産の純額		<hr/> <hr/> 2,235百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.5%
(調整)	
受取配当金等一時差異ではない項目	△30.7%
評価性引当額の増減	△1.6%
子会社清算に伴う繰越欠損金引継	△2.0%
その他	5.0%
	<hr/>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<hr/> <hr/> 1.2%

8. 関連当事者との取引に関する注記

区分	種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社及び関連会社等	子会社	イオンリテール(株)	所有直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	134,444 1,990	短期貸付金 未収収益	122,000 391
		㈱ダイエー	所有直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	36,425 536	短期貸付金 未収収益	34,900 133
		イオンマーケット(株)	所有直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注1)	30,881 455	短期貸付金 未収収益	31,127 113
		イオンマーケティング(株)	所有直接 85.10 間接 14.90	消費寄託契約	消費寄託契約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	31,244 19	預り金 未払費用	33,782 4
		ミニストップ(株)	所有直接 48.77 間接 5.33	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	27,024 17	預り金 未払費用	24,000 4
		イオンモール(株)	所有直接 58.21 間接 0.59	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	23,093 15	預り金 未払費用	25,000 1
		マックスバリュ東海(株)	所有直接 64.84	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	14,985 9	預り金 未払費用	17,500 2
		イオンドットコム(株)	なし	資金の貸付	債権放棄 (注4)	10,277	—	—
		ピオセボンジャパン(株)	所有直接 100.00	資金の貸付	債権放棄 (注5)	6,000	—	—
		イオンネクスト(株)	所有直接 100.00	役員の兼任	増資引受	18,000	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (注2) ロイヤルティの受取については、当社の基準に準拠し決定しております。
- (注3) 消費寄託契約による資金の預りは、関係会社の余剰資金の有効活用を目的としており、利率は

市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注4) 関係会社の会社清算に伴う債権放棄であり、投資等損失引当金を充当しております。

(注5) 関係会社の経営再建支援に伴う債権放棄であり、投資等損失引当金を充当しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 760円47銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 20円83銭